

鴨川市

第2次5か年計画

平成23年度～27年度

自然と歴史を活かした観光・交流都市
— みんなで創る光り輝くふるさとをめざして —

住んでよかった、 ずっと住み続けたい 鴨川をめざして



平成 17 年 2 月 11 日に旧鴨川市と旧天津小湊町が新設合併し、早や 6 年が経過しました。

新しい鴨川市では、「鴨川市・天津小湊町合併協議会」で策定した「新市まちづくり計画」と合併新市の総合計画（「第 1 次鴨川市基本構想」・「鴨川市第 1 次 5 か年計画」）に基づき、まちづくりを進めてまいりましたが、第 1 次 5 か年計画の計画期間満了を受け、このたび、平成 23 ～ 27 年度を計画期間とする「鴨川市第 2 次 5 か年計画」を策定しました。

「鴨川市第 2 次 5 か年計画」は、急速な少子高齢化の進行や世界同時不況の発生など、社会経済状況や地域環境の変化を踏まえ、市民アンケートや市内 12 地区での地区別懇談会、団体長会議や市民討議会などにより、市民の皆様のご意見・ご提言などを反映しながら、将来像『自然と歴史を活かした観光・交流都市』と 6 つの基本方針に基づく施策や「地域力の再生を実現するための 4 つのプロジェクト」を掲げたものでございます。市民福祉の一層の向上と地域の発展に向け、市民の皆様と一体となってこの計画の実現をめざします。

誰もが安心して、明日への希望を持って暮らせる、『住んでよかった、ずっと住み続けたい鴨川』をめざし、人を尊重し、自然を敬い、市民生活優先の視点でこの計画を推進してまいります。

本計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言などをいただきました関係各位に対しまして、心より敬意と感謝を申し上げますとともに、計画の実現に向け、今後とも一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 23 年 3 月

鴨川市長 片桐有而



総 論 1

第1章 はじめに	2
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の名称	2
第3節 計画の期間	2
第4節 計画の構成	2
第2章 基本方針	3
第1節 計画の基本方針	3
第2節 施策体系	4
第3節 財政の見通し	5
第4節 計画の管理	6

地域力再生プロジェクト 7

第1章 地域力再生の必要性	8
第2章 地域力再生プロジェクト	9
1 6次産業化と農商工連携による産業力の再生	10
2 定住の促進による市民力の強化	12
3 “ホリスティックツーリズム”による新たな交流の創造	14
4 地域力の基盤となる住みよさの追求と暮らし満足度の向上	16

第1章 新時代における交流拠点の都市	20
第1節 計画的な土地利用の推進	20
第2節 市街地の整備	22
第3節 住宅対策の充実	24
第4節 道路網の整備	26
第5節 公共交通機関の充実	28
第6節 情報ネットワークの整備	30
第2章 環境と共生する快適で安全な都市	32
第1節 環境施策の推進	32
第2節 公園・緑地の整備	35
第3節 上水道の整備	37
第4節 下水道の整備	39
第5節 環境衛生対策の充実	40
第6節 消防・防災対策の充実	44
第7節 交通安全・防犯対策の充実	47
第8節 消費者対策の充実	49
第3章 活力に満ちた産業の都市	51
第1節 農林業の振興	51
第2節 水産業の振興	56
第3節 商工業の振興	59
第4節 観光・リゾートの振興	63
第5節 雇用対策の推進	68
第4章 創造性あふれる教育文化の都市	70
第1節 学校教育の充実	70
第2節 生涯学習の充実	76
第3節 青少年の健全育成	79
第4節 市民文化の振興	81
第5節 市民スポーツの振興	83
第6節 国際交流・地域間交流の推進	85

第5章 うるおいのある健康福祉の都市	87
第1節 保健・医療の充実	87
第2節 地域福祉の充実	90
第3節 子育て支援の充実	92
第4節 高齢者施策の充実	95
第5節 障害者施策の充実	98
第6節 社会保障の充実	100
 第6章 みんなで創る協働・自立の都市	 103
第1節 新時代のコミュニティ形成	103
第2節 住民と行政との協働のまちづくりの推進	105
第3節 男女共同参画社会の形成	107
第4節 効率的な自治体経営の推進	109

参考資料

113

1 鴨川市総合計画審議会設置条例	114
2 鴨川市総合計画審議会委員名簿	115
3 鴨川市総合計画審議会諮問	116
4 鴨川市総合計画審議会答申	117
5 第1次鴨川市基本構想	118

総論



第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨

「第1次鴨川市基本構想」に基づき、社会環境の変化や「鴨川市第1次5か年計画」の推進状況を踏まえ、今後5年間に実施する施策及び事業等を体系的に示すため、この計画を策定するものとします。

第2節 計画の名称

「鴨川市第2次5か年計画」とします。

第3節 計画の期間

平成23年度から27年度までの5年間とします。

第4節 計画の構成

この計画は、本章及び計画期間における市政運営の指針となる「基本方針」を総論とし、計画期間における主要な課題を明らかにし、重点的に実施すべき事業を示す「地域力再生プロジェクト」並びに基本構想及び本計画の基本方針に則して施策及び事業等を体系的に示す「第2次基本計画」を各論として構成します。

なお、この計画に基づいて実施する事業等の詳細な内容については、実施計画に委ねるものとします。

総合計画の構成と期間



第2章 基本方針

第1節 計画の基本方針

鴨川市は、平成17年2月11日に旧鴨川市と旧天津小湊町の合併により誕生しました。

以来、「鴨川市・天津小湊町合併協議会」で策定した「新市まちづくり計画」と合併後の総合計画（「第1次鴨川市基本構想」・「鴨川市第1次5か年計画」）に基づき、将来像として掲げた『自然と歴史を活かした観光・交流都市』の実現に向け、効率的な行財政運営に努めながら、都市基盤づくり、快適な居住環境づくり、消防・防災対策、産業振興、教育文化、健康福祉などの各種施策や公共施設の整備など、ソフト・ハード両面にわたるまちづくりを着実に進め、市民福祉の一層の向上と地域の活性化を図ってきました。

一方、現下の社会・経済情勢に目を転じると、急速な少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、グローバル化した経済の下での世界同時不況の発生、地球規模での温暖化の進行、そして国・地方を通じた財政基盤の脆弱化、政権交代に伴う政策転換など、本市を巡る環境は大きく変化してきています。

この計画では、市民福祉の一層の向上と地域の発展に向け、第1次鴨川市基本構想における将来像と6つの基本方針に基づき、こうした地域環境や社会経済状況の変化に対応した施策体系と施策、事業等を掲げ、市民と一体となって実現を目指すものとします。



第2節 施策体系

基本方針1

新時代における交流拠点の都市

- (1) 計画的な土地利用の推進
- (2) 市街地の整備
- (3) 住宅対策の充実
- (4) 道路網の整備
- (5) 公共交通機関の充実
- (6) 情報ネットワークの整備

基本方針2

環境と共生する快適で安全な都市

- (1) 環境施策の推進
- (2) 公園・緑地の整備
- (3) 上水道の整備
- (4) 下水道の整備
- (5) 環境衛生対策の充実
- (6) 消防・防災対策の充実
- (7) 交通安全・防犯対策の充実
- (8) 消費者対策の充実

基本方針3

活力に満ちた産業の都市

- (1) 農林業の振興
- (2) 水産業の振興
- (3) 商工業の振興
- (4) 観光・リゾートの振興
- (5) 雇用対策の推進

基本方針4

創造性あふれる教育文化の都市

- (1) 学校教育の充実
- (2) 生涯学習の充実
- (3) 青少年の健全育成
- (4) 市民文化の振興
- (5) 市民スポーツの振興
- (6) 国際交流・地域間交流の推進

基本方針5

うるおいのある健康福祉の都市

- (1) 保健・医療の充実
- (2) 地域福祉の充実
- (3) 子育て支援の充実
- (4) 高齢者施策の充実
- (5) 障害者施策の充実
- (6) 社会保障の充実

基本方針6

みんなで創る協働・自立の都市

- (1) 新時代のコミュニティ形成
- (2) 住民と行政との協働の
まちづくりの推進
- (3) 男女共同参画社会の形成
- (4) 効率的な自治体経営の推進

第3節 財政の見通し

この財政計画は、計画期間における財政見通しを明らかにするものです。

本市の財政は、市税など、自主財源の比率が歳入総額の約4割にとどまり、地方交付税や国・県支出金などの依存財源の比率が約6割を占めていることから、国や県の動向に影響を受けやすい体質となっています。

また、わが国では、国・地方を合わせた長期債務残高が約900兆円となるなど、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の均衡が不可欠であることから、地方財政支出も長期的に抑制基調で推移するものと予測され、国・県支出金の増額を見込み難い状況となっています。加えて、合併市町村に講じられる地方交付税等の財政支援措置は、平成26年度を最終年次とし、平成27年度以降は段階的に縮減される見込みです。

平成17年2月11日、合併当時の旧天津小湊町と旧鴨川市の財政状況は共に逼迫していましたが、合併に伴う国・県の財政支援、地方債や地方交付税上の合併特例などに加え、職員の定員適正化や行財政改革への積極的かつ計画的な取り組みにより、平成22年度末の財政調整基金現在高も23億円余りとなるなど、本市の財政状況は、合併当時に比べると相応の改善が図られてきました。

しかしながら、主要な財政指標である経常収支比率、実質公債費比率や将来負担比率は減少傾向にあるとは言えるものの、依然として高水準で推移しています。財政上の特例措置が合併後の10年間であること、人口の減少と顕著な少子・高齢化が同時に進行するという社会構造のなか、扶助費や社会保障費といった義務的経費の増嵩が明らかであること、飛躍的な情報化や国際化社会の到来、環境問題への関心の高まりや新たなインフラ整備など、高度かつ多様な住民ニーズへの対応に今後も多額の財政需要が見込まれること等々に鑑みたとき、引き続き改革の手を緩めることなく、国・県の政策的動向を踏まえつつ、安定した財政基盤の構築に取り組むことが極めて重要です。

以上を踏まえ、計画期間を通して健全な財政運営に努めることを基本とし、5か年間にわたる財政収支を次頁の表のとおり見通します。



●歳入

(百万円)

区 分	額
地方税	21,840
地方交付税	21,792
国庫支出金	7,800
県支出金	3,476
地方債	9,040
その他	6,827
合計	70,775

●歳出

(百万円)

区 分	額
人件費	17,791
扶助費	10,202
公債費	9,102
投資的経費	10,914
その他	22,766
合計	70,775

第4節 計画の管理

この計画及び実施計画に位置付けた施策及び事業等については、毎年、全庁的に実施状況を把握・点検し、計画の進捗状況を公表して市民への周知を図るとともに、施策・事業等の実施と、次期総合計画の策定に活かしていきます。

また、実施状況の点検結果や社会経済情勢の急激な変化などによって基本計画の内容に変更を加える必要が生じた場合は、計画期間中であっても、所要の改訂を行うものとします。

さらに、実施計画については、平成23年度から25年度までの3年間を前期計画とし、2年次目に見直しを行い、平成25年度から27年度までの3年間を後期計画とします。



地域力再生プロジェクト



第1章 地域力再生の必要性

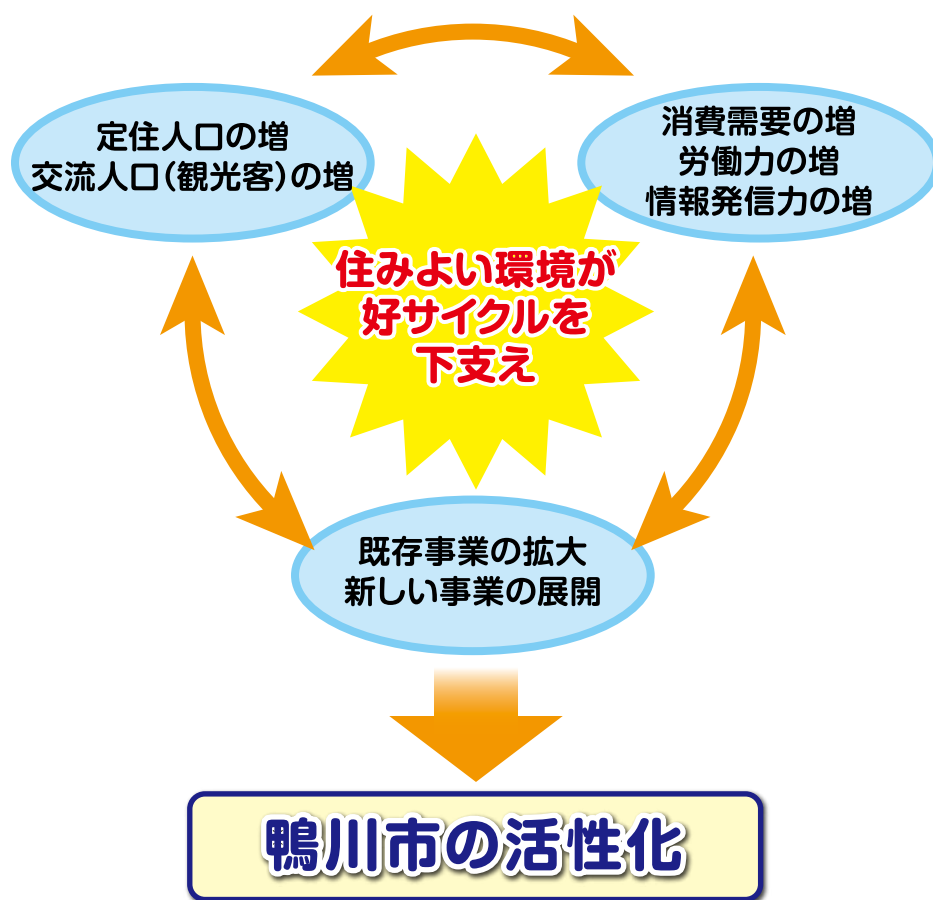
わが国の総人口が減少に転じる中で、本市においても人口減少や少子高齢化が続いています。

これに伴い、本市の基幹産業である農林水産業は後継者不足が深刻化し、さらに、国際的な経済連携への参加が検討され、その経営環境はさらに厳しさを増していくことが予想されることから、第1次産業の活力の低下に拍車がかかり、様々な弊害を生じさせることが懸念されます。

一方、レジャーの多様化の影響等により観光客数が減少傾向にあるとともに、我が国における近年の厳しい経済情勢は、本市にも少なからぬ影響を与えています。

しかし、本市には、豊かな自然、首都に近い立地、高品質な各種農林水産品、優れた歴史・文化など、誇りうる地域資源が数多くあります。

こうした厳しい時代背景の中で、市民・事業所・行政が協働しながら、優れた地域資源を活かし、地域の活力を維持・創造していく系統的・戦略的な取り組みを推進することにより、縮小均衡に向かっている地域の輪を拡大させる方向へと転換させることが求められます。



第2章 地域力再生プロジェクト

地域力の再生を実現するために、鴨川の強み（長所）を伸ばし、弱み（短所）を改善・解決する4つのプロジェクトを推進します。

（1）鴨川の強み

- 知名度があり、首都圏に近い
- アクアラインや館山道等に代表される幹線道路網の整備が進み、通行料についても低価格化の流れにある
- 気候が温暖で海・山などの自然環境が豊かである
- 豊かな自然環境を活かして良質な農林水産物が生産されている
- 羽田及び成田の各空港に近く、観光客や視察の受入れに有利な立地である
- ホテルや温泉旅館等、宿泊客を受入れるための施設が充実している
- 医療施設が充実している
- 多くの大学の教育研究施設が立地している
- 小中一貫教育、幼保一元化を含め、特色ある教育が展開されている

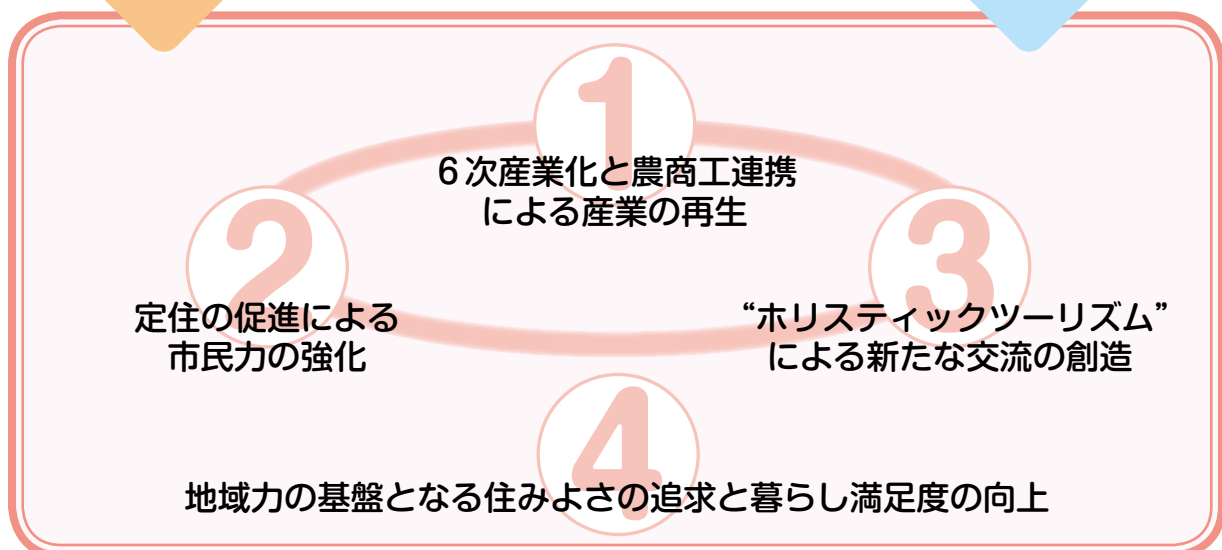
（2）鴨川の弱み

- 他のどこにも負けないという、誇るべき特徴が少ない
- アクアライン等の幹線道路網へのアクセスが不十分である
- 少子高齢化が進み、地域コミュニティや産業を支える人材の減少が懸念される
- 特に第一次産業は、後継者不足の状態が続いている
- 良質な農林水産物に恵まれているにもかかわらず、地産地消が限定的であり、食材などの「鴨川らしさ」が不足している
- 多様なツーリズムニーズに応えられるだけの地域資源がありながら、その掘り起こしが不十分である
- 就業形態の多様化やコミュニティの希薄化が進んでいる

強み（長所）を
伸ばすために

弱み（短所）を
改善・解決するために

地域力再生プロジェクト



1 6次産業化と農商工連携による産業力の再生

〔プロジェクトの背景〕

◆ ブランド化が課題

本市は温暖な気候、黒潮や大陸棚など、農林水産業の条件に恵まれ、農業では「長狭米」や「江見の花」などが、水産業では、イワシ、キンメダイ、アジ、サバ、ブリ、アワビなどが市場で高い評価を得ています。これらの多くは一次産品として取引され、生鮮食料品として流通するほか、加工食品の原料ともなっていますが、政府において環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への参加が検討されるとともに、一次産品は価格競争が年々激化していることから、ブランド化などによる差別化が至上命題となっています。

◆ 加工・販売による“6次産業化”が求められる

農林水産業者が生産及びその加工、流通・販売にも主体的かつ一体的に関わり合うことで高付加価値化を図る、いわゆる“6次産業化”や、市内の第1次産業による一次産品が、市内の第2次産業により加工されて二次・三次産品化し、さらに市内の第3次産業により販売される、いわゆる“農商工連携”は、大きな地域振興効果があると考えられます。

◆ “6次産業化”には地域ぐるみの仕組みづくりが必要

農林水産業の担い手は、個人が主で、本市では後継者不足が深刻な状況にあるほか、第2次産業、第3次産業は、より広範囲な企業活動が求められます。したがって、本市で、“6次産業化”や“農商工連携”を実現するためには、原料を供給する第1次産業、付加価値を高める第2次産業、魅力的に販売する第3次産業のそれぞれが連携しながら、他地域などとの差別化を図るための地域ぐるみの仕組みづくりが必要です。



かがわ農林水産物による “6次産業化”を推進します

◆ 高品質農林水産物の安定供給の推進

第1次産業については、生鮮野菜や鮮魚での先進技術を用いた急速冷凍設備の導入などにより、高品質な農林水産物の安定供給と市場価値の向上を図ります。

◆ 地元農林水産物の高付加価値化と食品加工や企画・開発への支援

鴨川七里や船上活きメなど、地元農林水産物のブランド化・高付加価値化を支援するとともに、地元農林水産物を使った食品加工業の振興や新商品等の企画・開発を支援していきます。

◆ 生産基盤の強化・充実

ほ場整備や漁港整備、有害鳥獣対策、耕作放棄地解消対策、森林の保育管理、栽培漁業の振興などにより、生産基盤の強化と生産環境の改善を進めるとともに、共同営農の促進などにより後継者確保対策を推進します。

◆ 地産地消の推進

直売所の機能の拡充や、宿泊施設での地元食材利用の促進などにより、地域の産業連関を強化し、地産地消を推進します。

◆ 多様な販路の拡大

地元農林水産物や加工品のネット販売、アンテナショップの充実など、物産交流協会との連携により販路の拡大を進めます。

◆ “6次産業化”事業の積極的な支援

商工団体と連携しながら、“6次産業化”や“農商工連携”をめざす団体・企業等の事業を積極的に支援していきます。

そこで…

2 定住の促進による市民力の強化

〔プロジェクトの背景〕

◆ 若者の流失を抑制することが課題

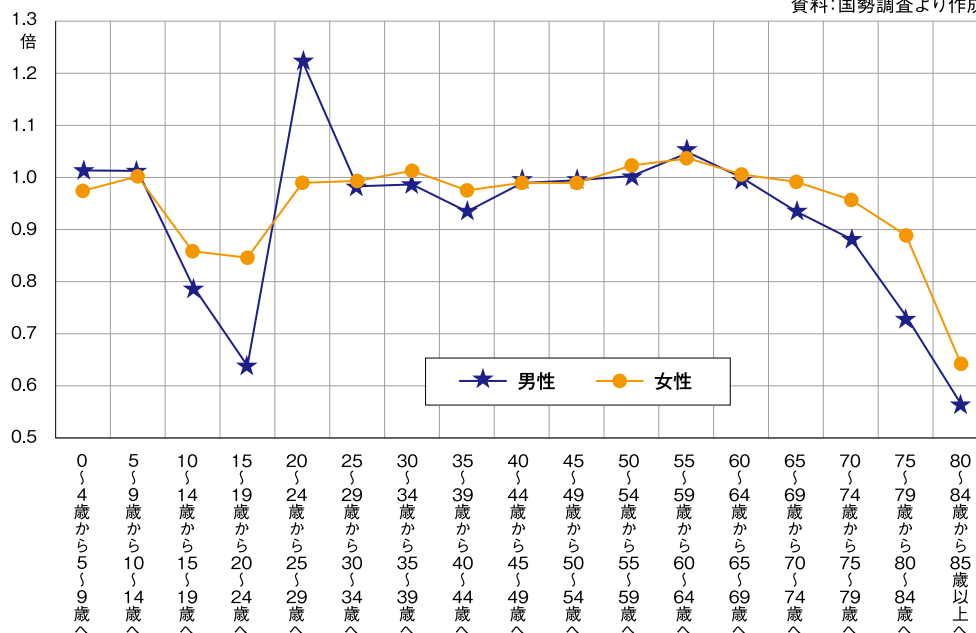
本市では、人口の減少、少子高齢化が進んでいます。特に若者の流失が著しく、平成12年の10～19歳の若者3,721人は、5年後（15～24歳になる）の平成17年には820人の減となっていますが、20代前半（平成12年の20～24歳→平成17年の25～29歳）の人口増は約130人とどまっています。

◆ U・J・Iターンニーズは高い

温暖で自然豊かな本市へのU・J・Iターンニーズは非常に高く、これらの人々の定住に着実に結びつく取り組みを継続的に推進していくことが求められます。

鴨川市の平成12年から17年にかけての年齢層ごとの人口増減率

資料：国勢調査より作成



定住促進施策を体系的に推進します

◆ U・J・I ターン就職の促進

求人情報コーナーの強化や、ハローワークとの連携によるU・J・I ターン希望者に対する職業相談等により、U・J・I ターン就職を促進します。

◆ ふるさと回帰支援センター・田舎暮らし支援事業の推進

移住に関する窓口相談、帰農者セミナーや空き地・空き家見学会の開催などを通じて、移住者が地域と協働した豊かな田舎暮らしを実現できるよう、ふるさと回帰支援センターの多様な活動を支援します。

◆ 新築住宅取得の促進

定住を目的として転入する方の新築住宅取得を促進します。

◆ 地元大学・専門学校との連携の強化

市民の地元大学への進学と、市内の大学生・専門学校生の地元就職を奨励していきます。

◆ 新規農・漁業就業の促進と起業環境の整備

農・漁業への新規就業を支援するとともに、一次産品などを活用した新規起業を促進するなど、起業環境の整備を進めます。

そこで...



3 “ホリスティックツーリズム” による新たな交流の創造

〔プロジェクトの背景〕

◆ 年間 400 万人以上の観光客

本市には、南房総国定公園の美しい海岸線、海洋テーマパークをはじめとする豊富な観光資源があり、首都に至近の風光明媚な観光地として年間 400 万人以上の観光客が訪れています。

◆ 観光入込客数は年々減少傾向

しかし、観光レジャーニーズの多様化により、本市の観光入込客数は減少傾向であり、観光が重要産業である本市においては、地域経済にも影響を与えています。

◆ 今日的なニーズにきめ細やかに応えていくことが必要

もともとある立地優位性や、東京湾アクアラインの開通、外国人観光客の増加など近年のプラス要因を活かしていくためにも、既存の観光資源だけでなく、本市にある人、モノ、情報のすべてを最大限に活かしながら、今日的な観光客のニーズにきめ細やかに応えられる観光を推進していくことが求められます。



“ホリスティックツーリズム”を推進します

◆ “豊かな暮らし創造型ツーリズム”の推進

ツーリスト一人ひとりが本市の歴史、文化、人、暮らし、自然にふれることで、互いの生活を豊かにし、より良好な自然環境を再生する“地域型・暮らし創造型ツーリズム”を推進します。

◆ 多様な市民の主体的な参加の促進

ツーリズム関連事業者のみならず市民やツーリストなど多様な主体の参加により地域型ツーリズムを推進するため、その中心的な担い手となるガイドの育成支援や、市民に鴨川ツーリズムの魅力を広く知らしめる講座の開催などを通じて人材育成を図ります。

◆ 市民生活に根ざした観光資源の充実

暮らし創造型ツーリズムを推進するためには、市民の日常生活に根ざした体験メニューの充実が求められることから、農業・漁業体験、郷土料理体験、工芸体験など、体験メニューの豊富化を図るとともに、年間を通したメニューづくりを進めていきます。

◆ ふるさとの歴史・文化の再評価と市民への情報提供の充実

日蓮聖人や波の伊八、嶺岡牧など、ふるさとの歴史・文化の再評価に精力的に取り組むとともに、ふるさとの歴史・文化を整理・分析し、市民にわかりやすく伝えます。

◆ ホリスティックツーリズム推進のための拠点機能と社会資本の充実

ツーリズム情報、ガイドや体験先等の紹介を行うホリスティックツーリズムの拠点づくりなど、ツーリズムの管理・運営を図ります。

また、観光サインの整備や街路灯の更新整備のほか、駐車場やトイレなど、ホリスティックツーリズムの推進に資する社会資本を整備していきます。

そこで…

4 地域力の基盤となる住みよさの追求と暮らし満足度の向上

〔プロジェクトの背景〕

◆ 社会環境の変化

少子高齢化や都市化、モータリゼーションの進展などにより、地縁を基盤とした人間関係が希薄化し、孤独死、虐待等の社会問題が発生するとともに、公的なサービスのみでは対応しきれない様々な問題が顕在化しています。また、情報化や国際化などによ

る社会の急速な発展と引きかえに、古くから受け継がれてきた地域コミュニティが希薄化し、市民の連帯意識を弱める要因となっています。「住みよい鴨川を自分たちでつくる」、という意識を市民一人ひとりが育んでいく取り組みを推進していくことが求められます。

市民・地域との協働のもと、
住んでよかった、
住み続けたいと思える
安全・安心な鴨川づくりを進めます

◆ 都市基盤の充実

都市計画マスタープランの見直しのもと、市民生活をはじめ、産業や交流を支える幹線道路や生活道路、公共交通、情報通信基盤、公園、上水道や下水路等の整備・充実を進めます。

◆ 環境の保全と美しいまちづくり

自然環境の保全や美化活動の促進、廃棄物処理対策の効率的な実施などにより、環境への負荷の少ない快適で美しいまちづくりを進めます。

◆ 消防・防災対策の充実

消防施設や防災行政無線、災害用備蓄資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織の育成により地域の消防力、防災力を強化します。

また、広域的な常備消防・救急体制の充実を図るとともに、海岸・河川・山間部における防災事業を推進します。

◆ 地域医療環境の充実

看護学生への修学資金貸し付けにより看護師等の確保を図るとともに、医療機関や大学との連携のもと、地域医療環境のさらなる充実に向けた取り組みを進めます。

◆ バリアフリーのまちづくりの推進

障害者や高齢者等の円滑な移動に配慮し、公共施設等のバリアフリー化を進めます。

市民・地域との協働のもと、
生涯にわたって学んでよかったと
思える鴨川ならではの
教育文化環境づくりを進めます

◆ 学校教育の充実

市民・地域との連携により、ふるさとを学び、愛する心を育む教育を推進するとともに、小中一貫教育や英語教育、情報化に対応した教育を進めます。

また、市内の大学等との連携により、総合的に教育内容の充実を図ります。

さらに、幼保一元化や、学校施設の耐震化・大規模改修など教育施設の整備を進めるとともに、児童生徒の遠隔地通学支援などを推進し、総合的に教育環境の充実を図ります。

◆ 生涯学習・ふるさと学習の充実

公民館事業の充実などにより、各地域の自然や歴史、文化などを活かした学習を進めるとともに、趣味やスポーツ、地域学習などを通して、お互いに交流し、活動する魅力あるコミュニティづくりを促進します。

さらに、市内の大学等との連携により、学習機会の拡充を図ります。

◆ 新市民会館の整備

市民が優れた文化・芸術を鑑賞し、また、市民の文化・芸術活動の成果を発表する場として、さらに、多様な交流の拠点として、新たな市民会館を整備します。



◆ 地域力再生の基盤として

産業力の再生や市民力の強化のためには、都市基盤や環境の保全など、鴨川の持つ強みを持続させる一方で、まず市民にとって住みよいと思える生活環境づくりが求められます。

市民・地域との協働のもと、
きめ細やかな
健康・福祉対策を進めます

そこで…

◆ 市民の健康の保持・増進と 地域包括ケアの充実

保健サービスの充実や地域における健康づくり組織の育成・支援など、市民の健康の保持・増進に資する取り組みを進めます。

また、高齢者など支援を必要とする市民が、いつまでも身近な地域で安心して生活が続けることができるよう、介護予防事業を進めるとともに、健康、保健などの専門職とボランティア、地域住民が連携した地域包括ケア体制の充実を図ります。

さらに、地域に密着する介護保険施設や介護予防拠点施設等の整備を促進します。

◆ 子育て家庭の支援

保育サービスの充実や子ども医療費助成の拡充、学童保育の充実促進、保育園施設の整備など、次世代育成支援施策を推進し、子育て家庭を支援します。

◆ ふれあい、ささえあいの ネットワークの形成

災害時要援護者支援や、地域防犯、子どもたちの安全、虐待防止などを目的とした地域での見守りネットワークづくりを促進していきます。

また、保健、医療、福祉、介護の連携による総合相談窓口の拡充を進めます。

市民・地域との
協働を進めるため、
地域の“力”を再生します

◆ 商店街等の活性化

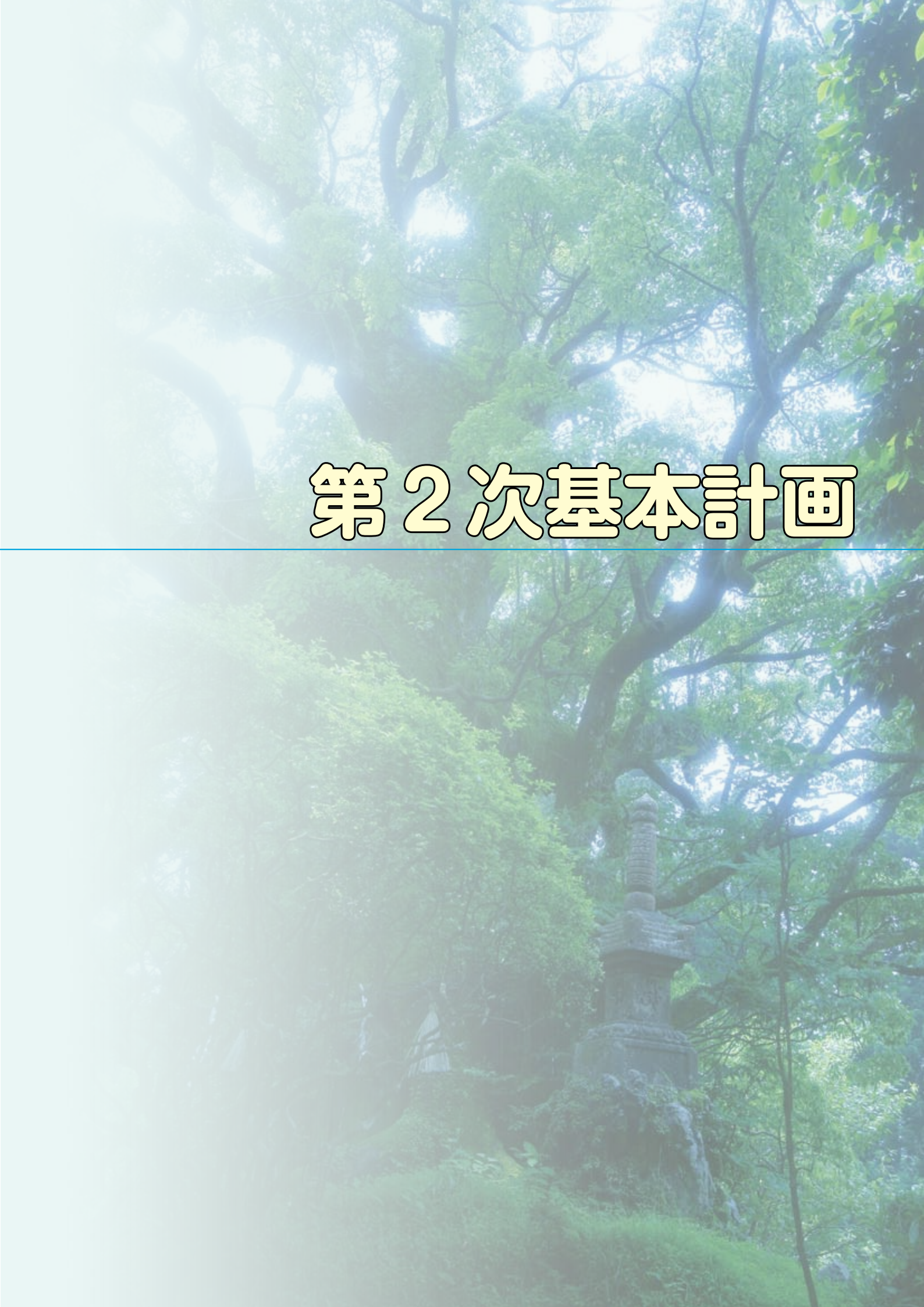
空き店舗対策や地域の商店による商品販売活動を支援し、コミュニティの核となる商店街等の活性化を促進します。

◆ 市民による主体的な まちづくり活動の支援

「みんなで育て鯛！まちづくり支援事業」などにより、市民の主体的なまちづくり活動を支援していきます。

◆ 学校等遊休施設の活用

地域力の強化を図る観点から学校跡地などの遊休施設の活用方策を地域とともに検討し、必要となる施設整備等を進めます。



第2次基本計画

第1章 新時代における交流拠点の都市

第1節 計画的な土地利用の推進

1 現況と課題

本市の土地利用状況は、総面積は 19,130ha で、うち宅地が 842ha(4%)、農地が 2,988ha(16%)、山林が 6,703ha(35%)、雑種地等その他の地目が 8,597ha(45%) となっています。

旧鴨川市の一部が鴨川都市計画区域に、旧天津小湊町の全域が天津小湊都市計画区域に指定され、都市計画法による土地利用の適正な規制、誘導を進める中、自然環境や周辺環境との調和を重視し、環境に負荷を与えない土地利用に努めています。また、平成 19 年度には旧市の一部のみで指定されていた農業振興地域を全市的な視点で再検討した新たな農業振興地域整備計画を策定し、農業的土地利用と都市的土地利用の調和に関する市の方針を定めました。

今後も、本総合計画や農業振興地域整備計画等と整合を図りながら、都市的土地利用の方針を確立するため都市計画マスタープランを策定するとともに、土地利用の基礎となる地籍の明確化を図るなど、計画的な土地利用行政を推進していくことが求められます。

土地利用の状況

地 目	面 積	割 合
宅 地	842ha	4 %
農 地	2,988ha	16 %
山 林	6,703ha	35 %
雑種地等その他の地目	8,597ha	45 %
総 面 積	19,130ha	100 %

(平成 22 年度固定資産概要調書)

2 基本方針

限られた土地を計画的かつ高度に利用していくため、土地利用関連計画及び関連法、条例等に基づき、地域特性に応じた秩序ある合理的な土地利用を推進します。特に、棚田や海岸線など、鴨川らしい自然景観を維持するため、環境共生型の土地利用を推進します。

3 施策・事業

●都市計画マスタープランの見直し

事業等名	概要	担当課等
都市計画マスタープランの見直し	総合的・計画的な都市づくりを推進するため、都市計画マスタープランの見直しを行います。	都市建設課

●地籍調査準備作業の推進

事業等名	概要	担当課等
地籍調査準備作業の推進	地籍調査実施計画の策定と実施体制の整備に向け、地籍調査に関する検討を進めます。	都市建設課



第2節 市街地の整備

1 現況と課題

本市の市街地は、海岸線に沿って住宅地が広がり、この中に商業施設や観光施設が混在している都市形態となっています。都市化の流れは周辺地域に新しい市街地を形成する一方、旧市街地の空洞化を生じさせています。

また、古くからの住宅地は、道幅の狭い道路による不整形な街区が多く、一部の密集市街地においては都市環境・都市景観・都市防災上の観点から望ましい状況にあるとは言えない地区もみられるため、都市計画マスタープランの見直しのもと、地域環境と調和した秩序ある市街地の形成を図っていく必要があります。

市街地形成の拠点となる鉄道駅については、安房天津駅でのコミュニティセンターとの合築駅舎の整備や、安房鴨川駅でのエレベーターや多機能トイレの整備をはじめ、各駅での駅舎等の施設改修が順次進められてきましたが、今後も引き続き、駅を中心に交通拠点機能や商業サービス機能等の強化を図るための整備を進める必要があります。

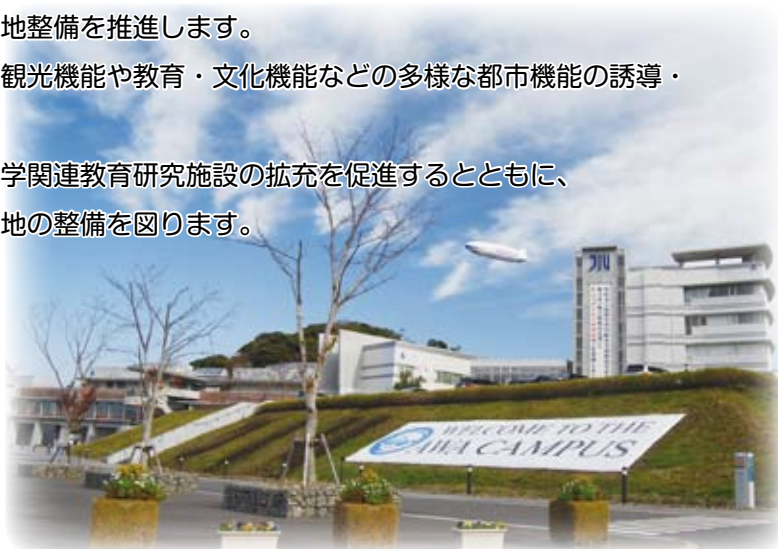
他方、太海望洋の丘においては、本市の学術・文化・交流の拠点として、大学関連教育研究施設（城西国際大学観光学部、JOSA | 安房ラーニングセンター、早稲田大学鴨川セミナーハウス）の拡充を促進することが必要です。また、鴨川中学校跡地においては、平成24年4月に（仮称）亀田医療大学が開学予定であることなどから、若者が学び、交流する魅力ある市街地整備を進めることが求められます。

2 基本方針

魅力的で活力のある市街地の再生と創出に向け、都市計画マスタープランの見直しのもと、地域の実情に合わせた計画的な市街地整備を推進します。

また、駅周辺については、商業・観光機能や教育・文化機能などの多様な都市機能の誘導・集積を進めます。

さらに、太海望洋の丘における大学関連教育研究施設の拡充を促進するとともに、若者が学び、交流する魅力的な市街地の整備を図ります。



3 施策・事業

●市街地整備体制の確立

事業等名	概要	担当課等
市街地整備体制の確立	都市計画マスタープランの見直しのもと、関係団体や市民に対する啓発など、都市づくりの体制を整備します。	都市建設課

●狭隘道路の拡幅整備

事業等名	概要	担当課等
狭隘道路整備事業の推進	狭隘道路の整備を推進し、安全で快適な住環境の整備を図ります。	都市建設課

●駅周辺環境の整備

事業等名	概要	担当課等
安房鴨川駅周辺の整備	安房鴨川駅西口ロータリーの整備を行い、高速バス利用などに対する利便性と安全性の向上を図ります。また、狭隘な東口駅前広場や周辺地域の再整備の検討を行います。	都市建設課
鉄道駅及び駅周辺の整備	安房天津駅、安房小湊駅、太海駅、江見駅について、利用しやすい駅前広場等の検討を行います。	都市建設課

●太海望洋の丘に立地する大学関連教育研究施設の拡充の促進

事業等名	概要	担当課等
太海望洋の丘に立地する大学関連教育研究施設の拡充の促進	太海望洋の丘に立地する大学関連教育研究施設の拡充を促進します。	企画政策課



第3節 住宅対策の充実

1 現況と課題

本市の住宅等については、団塊世代や団塊ジュニア世代の根強い持ち家指向等により、民間事業者等による宅地開発が市内の各所で行われ、戸建住宅の建設が進んでいます。今後も民間や関係機関との連携のもと、自然環境に調和した良好な住宅地の形成を誘導していく必要があります。

一方、市営住宅は、平成22年10月1日現在、8団地167戸を設置していますが、金束団地を除いた7団地147戸の老朽化が進んでいるため、地域の実情に応じた計画的な建て替えや用途廃止等を含めた市営住宅のあり方そのものの見直しを検討する必要があります。そのため、中長期的な展望のもと、計画的な修繕により長寿命化を図る住宅の選定を行うとともに、定期的な点検や早期の修繕を図り、更新コストの縮減を目指すことが求められています。

2 基本方針

市街地の計画的な整備・拡充や民間宅地開発等による新たな住宅地の形成を誘導するとともに、既存住宅地も含め、適切な開発指導を行い、定住と質の高い快適な居住環境づくりを促進します。

また、市営住宅については、適切な維持管理に努め、住宅に困窮する世帯に対し住宅を提供するとともに、総合的な活用を図ります。

3 施策・事業

●良好な住宅・宅地開発の誘導

事業等名	概要	担当課等
良好な住宅・宅地開発の誘導	都市計画法、建築基準法の適正な運用と開発行為及び大型建築物等建築事業指導要綱による民間宅地開発を誘導し、快適な居住環境づくりを促進します。	都市建設課

●市営住宅の総合活用の推進

事業等名	概要	担当課等
公営住宅総合活用計画の策定	公営住宅の安全で快適な住まいを長期間にわたり確保するため、予防保全的な観点から修繕計画を定め、長寿命化による更新・修繕コストの削減と事業量の把握を目的とした公営住宅総合活用計画を策定します。	都市建設課

●安全で快適な住まいづくりの促進

事業等名	概要	担当課等
安全で快適な住まいづくりの促進	定住を目的として転入してきた方の新築住宅取得と、市民の住宅リフォームに助成し、居住環境の質の向上と定住の促進、地域の活性化を図ります。	都市建設課



第4節 道路網の整備

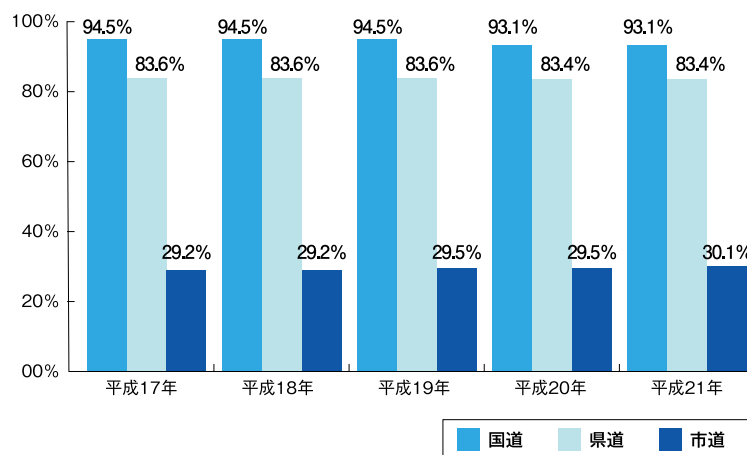
1 現況と課題

館山自動車道の全線開通や首都圏中央連絡自動車道の整備進展により、南房総地域への利便性は大きな改善が見られ、これに連絡する主要地方道市原天津小湊線や主要地方道千葉鴨川線、主要地方道鴨川保田線は、着々と整備がなされています。しかし、千葉県が掲げる県都1時間構想や高速道路アクセス30分構想を早期に実現するためには、今後も国道や県道の積極的な整備促進を求め、県等への要望活動を継続的に行っていく必要があります。

また、国道128号実入バイパスや県道天津小湊田原線（仮称）坂下バイパスは、事業着手がなされ、地域間交通を促進する効果が期待されます。

一方、本市の市道総延長は約750kmに及び、このうち、国・県道を結ぶ主要幹線市道は、渋滞緩和を目的としたバイパス道路として整備を図る必要があります。また、市道の快適性、安全性などを高めていくため、老朽橋梁については、長寿命化修繕計画策定のもと、予防的な修繕及び計画的な架替えを行うとともに、一般市道は、生活道路として交通の支障箇所の改良などに努めていくことが求められています。

道路改良率の推移



2 基本方針

快適で利便性と安全性の高い道路網を形成するため、県と市がそれぞれの役割に応じながら幹線道路と生活道路の整備を進めるとともに、交通環境の改善と災害に強い安心・安全な道づくりを進めます。

3 施策・事業

●一般市道等の整備

事業等名	概要	担当課等
一般市道の整備	安全性と利便性の向上を図るため、地域ごとの状況と課題を踏まえ、道路改良、側溝整備、舗装改良など、身近な生活道路としての一般市道の整備を計画的に進めます。	都市建設課
橋梁の長寿命化	橋梁長寿命化修繕計画を策定し、老朽化の程度等に応じた架替えを図ります。	都市建設課

●幹線道路の整備

事業等名	概要	担当課等
主要幹線道路の整備促進	広域的に本市と他地域を結び、都市の骨格を形成する主要幹線道路などの整備を促進するため、関係市町と連携して国や県に対する要望活動を進めます。 ・地域高規格道路の整備（館山～鴨川～茂原） ・国道128号の整備 （実入バイパス、待崎交差点、嶺岡トンネル、誕生寺周辺） ・国道410号の整備（八丁堰～南房総市境） ・主要地方道千葉鴨川線の整備 （横渚交差点～鴨川警察署前交差点） ・主要地方道鴨川保田線の整備 （長狭高前交差点、主基交差点、御園橋、治安橋） ・主要地方道市原天津小湊線の整備 （坂本工区、四方木工区、竜ヶ尾橋付近） ・主要地方道鴨川富山線の整備（未改良区間） ・主要地方道富津館山線の整備（引越地区） ・県道天津小湊田原線の整備 （（仮称）坂下バイパス、田原交差点）	都市建設課
地域内幹線道路の整備	日常生活に密着した市内の各地域間を結ぶ地域内幹線道路の整備を図ります。 ・（仮称）貝渚大里線の整備（県営ほ場整備事業加茂川中部地区に伴う幹線道路及び貝渚橋） ・国道128号と県道浜波太港線をつなぐ（仮称）前原貝渚線（マリーナ線）の整備手法等の検討	都市建設課

第5節 公共交通機関の充実

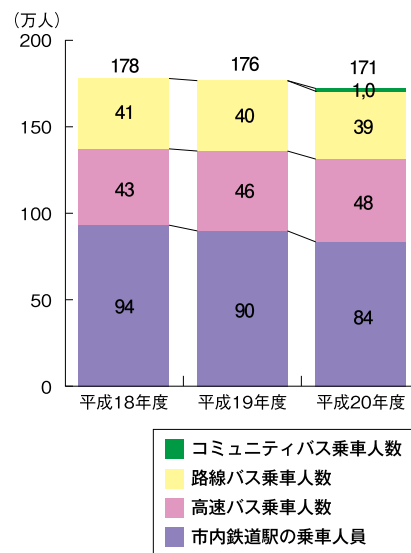
1 現況と課題

本市の鉄道は特急わかしお号で東京駅と直結するとともに、外房線と内房線を結節する位置にあります。

バス交通には、民間バス事業者により運行されている路線バスと市が運営主体となっているコミュニティバス、さらに、東京や千葉と本市を結ぶ高速バス、館山や木更津などとを結ぶ急行バスがあります。

利用者は総体的には減少傾向にあるものの、地域住民の日常的な利用はもとより、広域的にも重要な交通手段となっていることから、その利便性の向上を引き続きJRや事業者に要請するとともに、マイカーを持たない市民の日常的な移動手段として、身近な公共交通の維持・確保を図ることが必要です。

鉄道・バス利用者の推移



◆バス路線一覧

区 分	路 線 名	運行区間
高速バス	鴨川東京線 (アクシー号)	浜松町・東京駅～安房鴨川駅・亀田病院
	鴨川千葉線 (カピーナ号)	千葉駅～安房鴨川駅・亀田病院
	勝浦急行線	上総牛久駅～安房小湊駅
	安房小湊東京線	浜松町・東京駅～安房小湊
急行バス	木更津鴨川線	木更津駅東口～亀田病院
	くろしお号	安房白浜～亀田病院
	鴨川館山線	館山駅～亀田病院
一般路線	市内線	鴨川駅前～興津駅
		鴨川駅前～行川アイランド
		仁右衛門島入口～天津駅前
	館山線	亀田病院～館山駅
	長狭・金谷線	亀田病院～東京湾フェリー
		亀田病院～平塚本郷
	大学線	鴨川駅西口～城西国際大学観光学部
コミュニティバス	北ルート	金山ダム～鴨川駅西口・鯛の浦
	清澄ルート	天津小湊支所～奥清澄
	南ルート	鴨川駅前(東口)～曾呂終点・浦の脇 太海駅～曾呂終点

2 基本方針

市民にとっての利便性の向上と南房総地域の発展、本市の広域交流拠点としての機能のさらなる強化を目指し、沿線自治体等と連携し、ＪＲ線の利便性の向上を働きかけていきます。

バス交通については、バスの利用を啓発・促進するとともに、民間バスとコミュニティバスの協調により、運行経路や運行時間を適宜見直し、市民の日常生活における交通手段の維持・確保に努めます。また、本市と東京等を結ぶ高速バスや急行バスのさらなる利便性向上を促進します。

3 施策・事業

●ＪＲ外房線・内房線、高速バス等の利便性向上の促進

事業等名	概要	担当課等
ＪＲ外房線・内房線の利便性向上の促進	沿線自治体等と連携し、鉄道事業者に対してダイヤ改正及び施設整備を要請していきます。	企画政策課
高速バス等の利便性向上の促進	バス事業者に対して、さらなる利便性の確保を要請していきます。	企画政策課

●生活交通の維持・確保

事業等名	概要	担当課等
コミュニティバスの運行	一般路線を含む公共交通の充実と公共施設等への移動のしやすさ、乗継利便の高さなどを随時検討し、より利用しやすいコミュニティバスの運行を図ります。	企画政策課
大学線の運行確保	市民をはじめ、太海望洋の丘内の施設を利用する学生や教職員等の交通手段を確保するため、太海望洋の丘路線バスの運行確保を図ります。	企画政策課



第6節 情報ネットワークの整備

1 現況と課題

近年、携帯電話やインターネット等の情報通信技術の発展が著しく、私たちの暮らしもより便利になっています。

今や、高速・大容量のインターネット通信回線の活用が不可欠な時代となっており、民間通信事業者によって各種の高速情報通信回線が整備されていますが、直近の課題として、テレビ地上放送のデジタル化への円滑な移行が進められる必要があるほか、誰もが自分に必要な情報を、都会と同じように入手・活用し、豊かな生活の実現や活力ある産業の振興につなげていけるよう、山間部などを含め、市内各地域での高度情報通信基盤の普及を働きかけていくことが求められます。

一方、行政の情報化については、市内公共施設における地域イントラネットの整備は、ほぼ完了した状況です。今後も、未接続施設の解消を図るとともに、クラウドコンピューティング*をはじめとする最新の情報通信技術の動向を踏まえながら、サービス水準の向上や業務の効率化につながる情報化の推進に努める必要があります。

また、インターネットは、情報発信、閲覧等の手段として広く普及しており、本市においても有力な情報発信手段として活用されています。さらに、今後は、観光・地域産業振興など各種施策の取り組みにおいても、インターネットの特徴である双方向性機能を活かした情報の活用の充実が求められます。

なお、情報の安全性を確保するため、ウィルス対策や不正アクセス対応等のセキュリティ対策を強化していくことが必要です。

*クラウドコンピューティング：パソコンで何らかの処理をする際、必要なサーバ機能やソフトウェア機能等をそのパソコン自身や関連づけている自身のパソコンネットワーク上に用意するのではなく、インターネットを介して、サーバ機能やソフトウェア機能等を有する会社などにその処理を依頼する形態。高度なコンピュータ処理を行うためにすべての機器を自前でそろえなくてよい、大量のコンピュータ処理を代行してもらえるとといった利点がある。クラウドとは雲の意味で、本来、自分のパソコンで行っていたことが、インターネットの先で様々な機能を駆使して処理代行をしてくれる様が雲のイメージであることからそう呼ばれている。

2 基本方針

市民サービスの向上と本市の発展に向け、情報化についての総合的な計画を策定し、高速・大容量化に対応した高度情報通信基盤の整備を促進するとともに、多様な分野における情報ネットワークの整備を図り、市域全体の情報化を進めます。

3 施策・事業

●地域における高速・大容量情報通信基盤の整備促進

事業等名	概要	担当課等
情報格差の解消に向けた取り組みの推進	地域における高速・大容量情報通信基盤の拡充を通信事業者に要請するとともに、衛星インターネットや無線ブロードバンドなどの代替サービスの活用も検討しながら、情報格差の解消に向けた取り組みを推進します。	総務課

●SNS等*を活用した情報発信・交流の推進

事業等名	概要	担当課等
SNS等を活用した情報発信・交流の推進	SNS等を活用し、観光情報をはじめとするより身近な情報の発信や、インターネットの双方向性機能を活かした情報交流の推進を図ります。	総務課

●インターネット等を活用した行政サービスの推進

事業等名	概要	担当課等
インターネット等を活用した行政サービスの推進	防災分野をはじめ、医療、福祉、教育、観光など、様々な行政分野においてインターネット等情報通信技術を活用し、行政サービスの向上を図ります。 また、社会保障分野等も含めた総合的なICカードの運用に関する検討を行います。	総務課 健康推進課等

●情報セキュリティ（安全・保護）対策の推進

事業等名	概要	担当課等
情報セキュリティ対策の推進	情報セキュリティポリシーに基づく実施手順を策定し、行政のネットワーク上で扱う情報のより適切な利活用を推進します。	総務課

* SNS等：SNSはソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の会員制のサービスと定義されている。その目的は、人と人とのコミュニケーションにあり、友人・知人間のコミュニケーションを促進する手段や場、あるいは趣味や嗜好、居住地域、出身校、「友人の友人」といった自身と直接関係のない他人とのつながりを通じて、新たな人間関係を構築する場を提供している。Twitter（ツイッター）も、広い意味でのSNSの1つと言われている。



第2章

環境と共生する快適で安全な都市

第1節 環境施策の推進

1 現況と課題

本市は、南房総国定公園、県立養老溪谷奥清澄自然公園、県立嶺岡山系自然公園に指定されるとともに、鴨川松島や大弁天・小弁天島、仁右衛門島、大山千枚田など数々の景勝地と首都圏自然歩道「モミ・ツガのみち」や内浦山県民の森などを擁する自然豊かなまちです。この美しい海や山などの恵まれた自然環境は、快適で豊かな生活の源泉として、また重要な観光・交流資源の一つとして、本市のかけがえのない財産となっています。

一方で、大気汚染や水質汚濁、廃棄物の不法投棄など身近な問題から、二酸化炭素等による地球温暖化や環境ホルモンに代表される化学物質汚染などの広域的な問題まで、複雑多様な環境課題が顕在化しています。

本市では、豊かな自然環境を次代に引き継ぎ、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与していくため、平成19年3月に策定した環境基本計画に即し、市民一人ひとりがより一層環境に対する関心を高めるよう、環境保全に関する啓発に努め、環境と共生するまちづくりを進めていくことが必要です。また、市民・事業者・行政が一体となって、従来の社会システムからの脱却を図り、環境への負荷を最小限にとどめるよう努め、環境にやさしいライフスタイルへの転換を積極的に図っていくことが求められています。

2 基本方針

本市の豊かな自然を守り育み、地球環境の保全に貢献するまちを目指し、環境基本計画の各施策を着実に推進することを基本として、地球温暖化防止対策の推進、環境美化活動・環境学習の促進、環境ボランティアの育成、不法投棄の監視など、市民、事業者、行政が互いに連携し一体性をもって、それぞれの環境施策を総合的かつ計画的に推進します。

3 施策・事業

●自然環境・景観の保護・保全施策の推進

事業等名	概要	担当課等
国定公園、県立自然公園等の管理	国定公園、県立自然公園、首都圏自然歩道等について、県と協議しながら適切な管理に努めます。	都市建設課

●地球温暖化対策の推進

事業等名	概要	担当課等
地球温暖化対策実行計画の策定	地球温暖化の防止を目指し、本市における温室効果ガスの排出量削減の実行計画を策定します。	環境課
住宅用太陽光発電システムの設置促進	地球温暖化の防止を目指し、環境への負担が少ない自然エネルギーの利用を促進するため、住宅用太陽光発電システムの設置を助成します。	環境課
エコカーの導入	地球温暖化の防止を目指し、温室効果ガスの排出削減効果が高いエコカーの導入を促進します。	環境課等

●大気汚染・水質汚濁等公害防止施策、ダイオキシン・環境ホルモン対策の推進

事業等名	概要	担当課等
大気・水質等の調査	大気・水質等の調査を実施し、地域生活環境の監視を引き続き実施します。あわせて環境調査の結果等を公開します。	環境課
EM活性液の放流の促進	河川の浄化を図るため、新たな機械の導入を図り、EM活性液の放流を拡大・促進します。	環境課



●不法投棄の監視・適正処理体制の整備

事業等名	概要	担当課等
不法投棄監視員及び監視用カメラの設置	不法投棄監視員を設置し、千葉県警察環境監視員とともに、パトロールと不法投棄者の調査・指導を行います。 また、主要不法投棄箇所には監視用カメラを設置します。	環境課

●環境学習の推進

事業等名	概要	担当課等
環境学習、美化等の啓発	リサイクルマーケットの開催や、小学生による環境ポスターの作成、展示を通じて、広く環境美化等について啓発を図ります。	環境課

●環境美化活動の促進

事業等名	概要	担当課等
環境美化活動の促進	花壇整備や道路清掃など美化活動等を行う団体を支援するとともに、市民との協働により、ごみゼロ運動など美化活動を推進します。	環境課



第2節 公園・緑地の整備

1 現況と課題

公園・緑地は市民の健康づくりや、憩い、交流の場であり、災害時の避難場所や防災空間としても重要な機能を担っています。

本市には12か所の市立公園と7か所の児童遊園などがありますが、子どもが自然と親しみ安心して遊べる場としての公園・緑地が不足しているのが現状です。

今後も、既存施設の適切な管理と、来園者のニーズに即して公園・緑地の再整備を図るとともに、海岸や河川、森林、歴史資源等を活用しながら、さらなる公園・緑地等の整備を図ることが必要です。

2 基本方針

既存施設の適切な維持・管理に努め、ふれあい記念公園など既存公園の利用を促進するとともに、海岸や河川、森林、歴史資源等を活用した、観光・交流機能をあわせ持つ特色ある公園・緑地、親水空間の整備を進めます。特に、魚見塚一戦場公園については、市内外からの一層の誘客を図るため、再整備を行います。

また、遊歩道・緑道等の整備や市民参加による緑化運動、花づくり運動を促進し、緑のうるおいある環境づくりを進めます。

さらに、鴨川フィッシャリーナ後背地の有効活用を検討を行います。



3 施策・事業

●既存公園のリニューアル

事業等名	概要	担当課等
魚見塚一戦場公園の再整備	魚見塚一戦場公園の魅力を向上させ、市民の憩いの場とするともに、計画に基づき観光名所等としても計画的な再整備を図ります。	都市建設課

●身近な公園の整備

事業等名	概要	担当課等
身近な公園の整備	子どもの遊び場や高齢者の憩いの場、レクリエーション活動やコミュニケーション活動の場として、市民が身近に利用できる公園・緑地の整備を図ります。	都市建設課 福祉課

●国道等美化花壇の整備

事業等名	概要	担当課等
美化花壇の植栽・管理	鴨川北部道路沿道等への植栽や、安房鴨川駅西口・国道128号線沿道等の美化花壇の管理を行います。	環境課



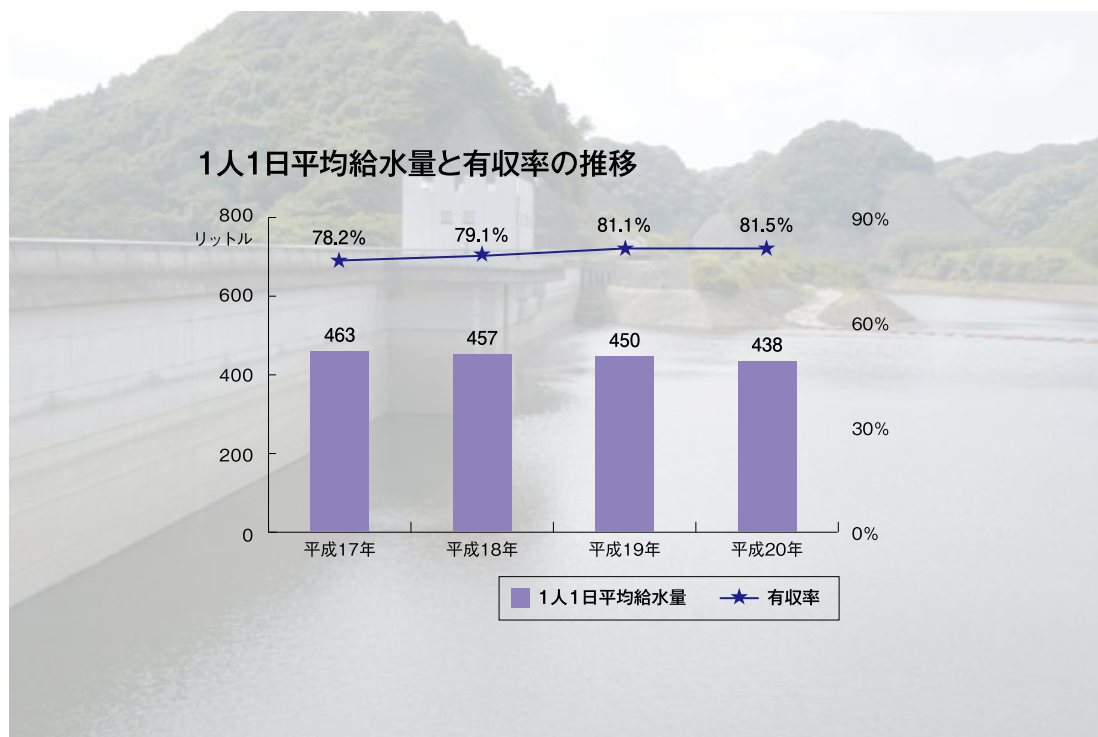
第3節 上水道の整備

1 現況と課題

本市の水道事業は、昭和37年創業と古く、平成21年度末の給水状況は、給水戸数17,613戸、給水人口35,124人、加入率96.1%で、年間総給水量は5,630,617立方メートルとなっています。水道施設は7つの浄水場と2つの配水場のほか、地形的問題から多くの加圧所などの配水施設を擁し、水道管の延長距離は約383kmに及び、さらに南房総広域水道企業団からも受水を受けています。

本市の水道施設は、創設当時の施設も多く存在し、近年その老朽化が目立ってきているところです。また、南房総広域水道企業団の施設についても、水管橋耐震補強計画に基づき耐震補強工事が進められています。

こうしたなか、今後も安全な水を安定的に供給していくために、将来の水需要を予測し、耐震対策を含む施設の合理的な更新と改善、水質管理の強化を図ることが求められます。



2 基本方針

市民に安全で安心な水を安定的かつ長期的に供給できるよう、将来の水需要を十分検討し、水道事業の健全性を維持しつつ、水道未普及地域の解消も含めた水道施設整備と維持管理、老朽施設の改修を計画的に実施します。

3 施策・事業

●水運用のあり方の検討

事業等名	概要	担当課等
水運用計画の策定	今後の水運用のあり方を検討し、水道事業の健全運営を維持しつつ、施設の更新や統廃合などを合理的に推進するため、今後の水需要に適応した水運用計画を策定します。	水道局

●水道施設の整備

事業等名	概要	担当課等
老朽管の更新	石綿セメント管の更新を計画的に実施し、安定した給水を行い、有収率の向上を図ります。	水道局
配水管の更新	既設配水管の漏水対策等として、配水管、水管橋等の更新を進め、安定的な給水を行います。	水道局
水源施設、浄水施設及び配水施設等の更新	既設の水源施設、浄水施設及び配水施設の維持管理、更新に努め、安定した給水を行います。	水道局

●水質管理体制の強化

事業等名	概要	担当課等
水質検査の強化	水質検査計画に基づく全項目検査（原水 39 項目、給水栓 50 項目）を行い、水源から給水栓までの水質の変化などに適切に対応し、安全な水の提供を行います。	水道局

●水道事業の健全運営

事業等名	概要	担当課等
水道料金収納業務の合理化	料金収納方法の多様性を検討し、収納方法の拡大など利用者の利便性向上と民間委託化の推進などにより、収納業務の合理化を図ります。	水道局
広域水道事業への出資・補助	南房総広域水道企業団への出資・補助を行います。	財政課

第4節 下水道の整備

1 現況と課題

下水道は、河川や海域を中心とした環境保全に重要なかわりを持っていますが、本市では、浄化槽処理水や各家庭や事業所等からの未処理の雑排水などが、市街地を中心に整備された都市下水路や排水路、道路側溝等を通して、河川や海域に排水されています。

この都市下水路は、昭和期に市街地の雨水対策として整備され、生活排水路としても重要な機能を果たしてきましたが、老朽化や土砂の吸出しによる機能劣化が生じているため、その対策を急ぎ、機能の維持を図ることが必要です。

また、今後も生活排水に対する意識啓発を図りながら合併処理浄化槽の普及拡大に努め、河川や海域の水質を保全していく必要があります。

2 基本方針

河川や海域、都市下水路などの公共用水域の水質汚濁を防止し、水質の浄化を図るため、合併処理浄化槽の設置を促進します。また、市街地の浸水被害の解消を目指し、老朽化した都市下水路や排水路等の再整備を推進して、機能の維持・向上を図り、安全かつ快適な居住環境の確保に努めます。

3 施策・事業

●都市下水路の整備及び水質浄化の推進

事業等名	概要	担当課等
都市下水路の整備	前原下都市下水路の浸水・老朽化対策や川田都市下水路の老朽化対策など、市街地における都市下水路の老朽化対策、浸水対策を計画的かつ重点的に推進します。	都市建設課

●合併処理浄化槽の設置促進

事業等名	概要	担当課等
合併処理浄化槽の設置促進	家庭用合併処理浄化槽の設置と、単独処理浄化槽等からの切替えを支援し、その普及を促進します。	環境課

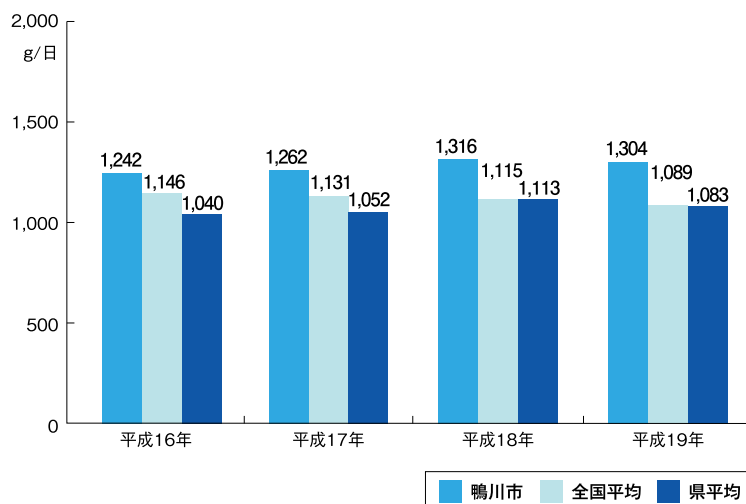
第5節 環境衛生対策の充実

1 現況と課題

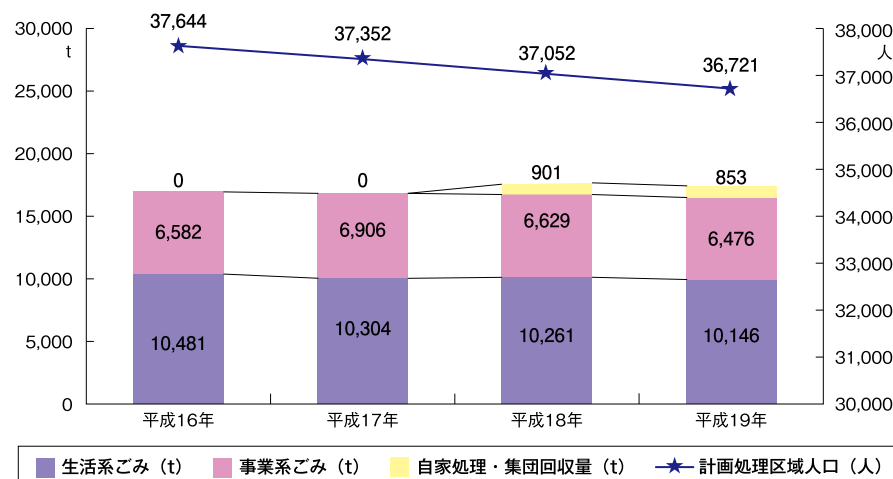
本市のごみ量は、1人1日当たりでは全国や県平均と比較して多く、事業系ごみの占める割合は平成19年で37.1%と、県平均の27.5%と比較して高くなっています。

ごみ処理については、ごみ指定袋制度や12種類による分別収集、民間各団体等による資源ごみの回収などにより、ごみの減量化と再資源化を推進しています。今後も、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムを見直し、資源循環型の社会に転換させていくため、市民・事業者・行政が一体となって3R（リデュース、リユース、リサイクル）に取り組んでいくことが求められます。

1人1日当たりごみ量の推移



鴨川市のごみ量の推移



一方、ごみ焼却施設は、市内に3施設がありましたが、平成22年3月に天津小湊清掃センターと鴨川市南房総市環境衛生組合の2施設を廃止して鴨川清掃センターに市内のごみを集約し、一括処理しています。しかしながら、鴨川清掃センターも老朽化が進んでいるため、施設の改修を図るとともに、長期的な視点に立ったごみ処理の広域化を進めていく必要があります。

し尿処理については、衛生センターの大規模改修を平成20年度からの2か年事業で行うとともに、平成22年4月から浄化槽清掃業の民間許可制度を導入するなど、収集・処理体制の充実を図りました。今後も円滑かつ衛生的・効率的に収集運搬・処理が行えるよう、車両の更新や施設の長寿命化、収集体制の一層の民間活力の導入などを進めていく必要があります。

また、衛生的な環境を将来にわたって保全していくためには、合併処理浄化槽の設置促進と、安房郡市広域市町村圏事務組合により運営されている火葬場施設についても、その充実を図っていく必要があります。

2 基本方針

資源循環型社会の構築を目指し、分別排出の徹底や生ごみの堆肥化、3R運動などの促進によるごみの減量化・資源化に努めます。また、中長期的な視点に立って、ごみ処理施設の効率的な維持管理とごみ処理の広域化を推進します。

また、し尿や汚泥の計画収集と収集車の更新など施設整備の充実を図るとともに、合併処理浄化槽の設置を促進します。

さらに、広域的連携のもと、火葬場の充実を図り、公衆衛生対策を推進します。



3 施策・事業

●ごみ処理体制の確立と関連する収集・処理・処分施設の整備充実

事業等名	概要	担当課等
一般廃棄物処理基本計画等の見直し	急速に変化する時代背景に対応して廃棄物の処理を計画的に進めるため、一般廃棄物処理基本計画の見直しを行います。	環境課
ごみ集積施設等の設置促進	ごみ集積場所に搬出されたごみの散乱防止のため、集積施設の整備や鳥獣よけネットの購入に助成します。	環境課
ごみの広域処理の推進	安房郡市広域市町村圏事務組合による一般廃棄物（ごみ）を含む処理の広域化を推進するとともに、粗大ごみ処理業務を引き続き行います。	環境課
ごみ収集車両の更新	ごみ収集車両を計画的に更新します。	清掃センター
安定焼却のための施設機能の維持確保	機能の維持確保に努め、安定焼却を行います。	清掃センター
処理体制のさらなる効率化	24時間運転に伴う焼却処理体制を検証し、焼却処理や夜間焼却業務の委託を検討します。	清掃センター
焼却灰の効率的で安全な最終処分	清掃センターの焼却処理から生じる焼却灰の再資源化と安全な最終処分を推進します。	清掃センター
焼却施設跡地の利活用	統合により焼却を終了した天津清掃センターの施設を解体し、資源ごみ等のストックヤードを整備します。	清掃センター
最終処分場の適正な維持管理及び有効な運用	天津清掃センター最終処分場について、残余量の調査を行い、有効活用を図ります。	清掃センター

●ごみの減量化、再資源化の推進

事業等名	概要	担当課等
ごみの排出抑制と負担の公平化	ごみ指定袋制度を運用し、ごみの排出を抑制するとともに、ごみ処理費用の負担の公平化を図ります。	環境課
資源ごみ回収の促進	資源ごみの集団回収を促進するため、回収団体を育成・支援します。	環境課
ごみの減量化等に関する啓発の推進	リサイクルマーケットやごみの減量化、分別収集やリサイクルに関する啓発等を行い、環境意識の向上を図ります。	環境課
生ごみ処理容器等の普及促進	生ごみの自家処理を促進するため、処理容器等の購入を支援します。	環境課

●し尿及び浄化槽汚泥の計画収集、施設の整備及び適正な維持管理

事業等名	概要	担当課等
し尿収集車両の更新	し尿収集車両を計画的に更新します。	衛生センター
収集業務の効率化	一般汲取りについても民間活力導入の調査検討を実施し、業務の委託化・許可制導入の実現を図ります。	衛生センター
施設の長寿命化	施設保全計画及び延命化計画を策定し、計画的に施設の長寿命化整備事業を実施します。	衛生センター

●合併処理浄化槽の設置促進

事業等名	概要	担当課等
合併処理浄化槽の設置促進(再掲)	家庭用合併処理浄化槽の設置と、単独処理浄化槽等からの切替えを支援し、その普及を促進します。	環境課

●火葬場の整備充実

事業等名	概要	担当課等
火葬場の整備充実	安房郡市広域市町村圏事務組合により、広域的に火葬場を運営するとともに、新たな施設の整備と長狭地区火葬場の充実を図ります。	環境課

●公衆衛生対策の推進

事業等名	概要	担当課等
狂犬病予防対策の推進	犬の登録を促進するとともに、狂犬病予防注射を実施します。	環境課
観光公衆トイレの管理	観光公衆トイレを観光客等の快適な利用に供するとともに、適切かつ効率的に管理するため、一元的な維持管理を図ります。	環境課



第6節 消防・防災対策の充実



1 現況と課題

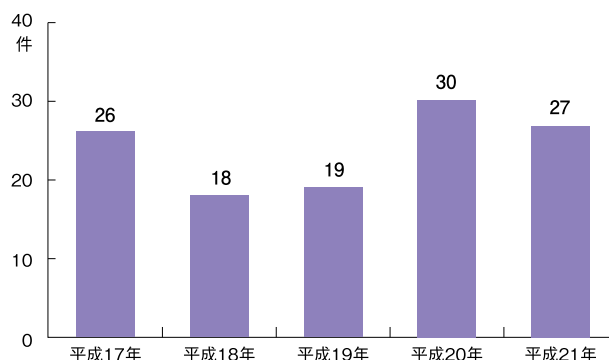
本市の消防体制は、安房郡市広域市町村事務組合により鴨川消防署、長狭分遣所、天津小湊分遣所が設置され、常備消防と救急業務が担われている一方、非常備消防として消防団が組織されています。しかし、近年、消防団員の確保が困難になって

いることから、新たな消防団員の確保や組織の総合的な見直しを図るとともに、自然災害や特殊災害等の有事における住民保護など、新たな責務に対応するための機能の充実に努める必要があります。

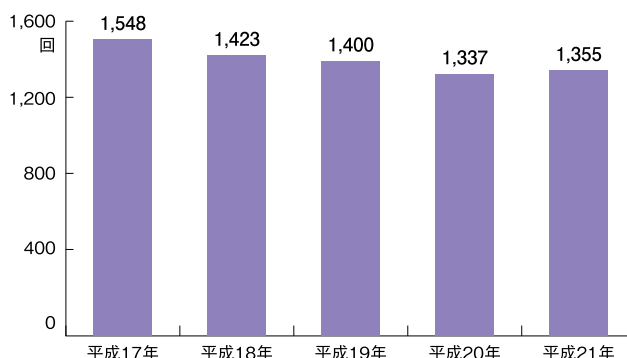
防災については、いつ来るかわからない災害に対して、平時に可能な災害対策を積み上げていく必要があります。このため、平成19年に策定した地域防災計画や国民保護計画のもと、災害用備蓄資機材の充実や防災行政無線のデジタル化、自主防災組織の拡充など、災害に強いまちづくりを全市的に計画的に進めるとともに、災害時に防災拠点となる庁舎や公共施設の改修を進めていくことも必要です。

また、自然災害を防ぐため、国・県等関係機関との連携のもと、防災工事等を実施し、計画的に治山・治水対策を推進することが必要です。

火災発生件数の推移



救急出動回数の推移



2 基本方針

災害の被害を最小限に食い止め、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民や関係機関の総力を結集し、平時から災害に対する意識啓発を図るとともに、消防団活性化対策の検討など、災害発生時に適切に対応できる動員体制づくりと消防施設等の整備を進め、地域消防及び救急体制の充実に図ります。また、計画的に治山・治水対策を進め、災害に強い地域づくりを推進します。

3 施策・事業

●消防施設・設備の計画的整備

事業等名	概要	担当課等
消防車両等の更新	消防車両や消防団詰所、消防用ホース、消火栓器具箱等の消防備品の更新を計画的に進めます。	消防防災課
消防用無線受令機のデジタル化	常備消防の無線デジタル化に対応し、消防車両の無線と消防団詰所等の受令機のデジタル化を進めます。	消防防災課
消防水利の整備	防火水槽、消火栓等の消防水利の効果的、効率的な整備を進めます。	消防防災課

●広域的な常備消防・救急体制及び施設・設備の充実

事業等名	概要	担当課等
広域的な常備消防・救急体制及び施設・設備の充実	安房郡市広域市町村圏事務組合により、常備消防・救急業務を推進するとともに、救急体制及び施設・設備の充実を図ります。	消防防災課

●防災対策の強化

事業等名	概要	担当課等
地域防災計画の見直し	市及び防災関係機関、市民が一体となった防災体制を適切に維持していくため、適宜、地域防災計画の見直しを行います。	消防防災課
地域における自主防災組織の育成・支援	災害に強い地域づくりを図るため、自主防災組織の育成・支援を行います。	消防防災課
震災避難標識の整備	市内の避難場所及び緊急避難場所に震災避難標識を整備します。	消防防災課
防災行政無線の整備充実	防災行政無線のデジタル化に伴い、防災行政無線施設・設備等の整備・更新を図ります。また、難聴地域等における戸別受信機の整備を行います。	消防防災課
災害用備蓄資機材等の充実	非常用食糧や備蓄庫、給水車など、災害用備蓄資機材の整備・更新を進めます。	消防防災課



●海岸・河川・山間部の防災事業の推進

事業等名	概要	担当課等
浸水・高潮・津波対策の促進	高潮や波浪、津波による被害を未然に防止するため、関係機関や地域住民、海岸利用者との協働のもと、堤防や護岸等の海岸保全施設の整備に努めます。	都市建設課
二級河川の整備促進	台風や集中豪雨による水害防止のため、関係機関と連携を図り二級河川の改修、護岸等の整備に努めます。	都市建設課
準用河川等の整備推進	市が管理する準用河川や普通河川の改修を行い、計画的に治水対策を推進します。	都市建設課
土砂災害対策の促進	千葉県が指定した土砂災害警戒区域内の警戒避難体制の整備を促進するとともに、関係住民への周知を徹底します。	消防防災課 都市建設課
砂防防災対策の促進	土石流などによる災害を未然に防止するため、関係機関と協力して砂防対策工事等防災対策の充実を図ります。	都市建設課
地すべり防止対策の促進	地すべりによる災害を未然に防止するため、関係機関と協力して地すべり防止対策の充実を図ります。	都市建設課 産業振興課
急傾斜地崩壊対策の促進	崩壊の恐れのある急傾斜地の実態を正確に把握し、関係機関と協力して急傾斜地崩壊危険区域の指定と対策工事を行い、災害の未然防止と被害の軽減を図ります。	都市建設課



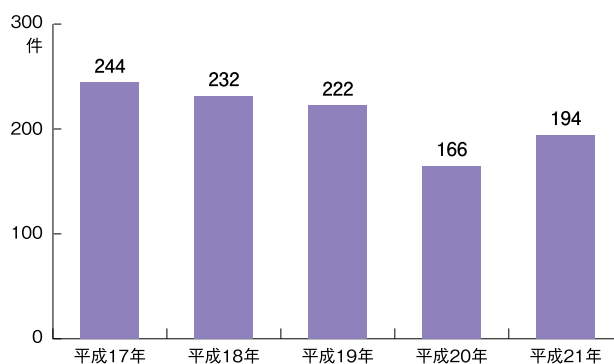
第7節 交通安全・防犯対策の充実

1 現況と課題

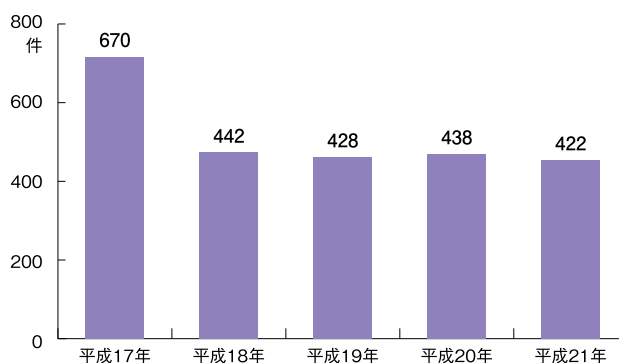
本市における交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、依然、死亡事故が起きており、死亡事故ゼロを目指した、さらなる交通安全対策を推進していく必要があります。特に、近年は高齢者の交通死亡事故が目立っているため、高齢者等への交通安全教育の充実を図っていくことが必要です。

また、近年の犯罪は凶悪化、巧妙化、広域化してきており、市民生活にとって大きな脅威となっています。特に、インターネット、携帯電話等情報通信が飛躍的に身近になったことから、新たな犯罪が生まれ、気がつかないうちに犯罪に巻き込まれるケースも見られるようになっていきます。さらに、高齢者を狙った振り込め詐欺などの知的犯罪も全国的に多発しています。本市での犯罪発生件数は比較的少ないものの、犯罪の低年齢化や広域化に加え、子どもや高齢者等が被害者になる可能性も高いことから、家庭や学校、地域との連携のもと、規範意識、防犯意識の向上、防犯灯の整備を進め、市民と関係機関等が一体となった防犯対策への取り組みが必要です。

交通事故発生件数の推移



犯罪発生件数の推移



2 基本方針

安全な交通環境づくりを目指し、ガードレールやカーブミラーをはじめとする交通安全施設等の整備を進めるとともに、交通安全教育の徹底により交通安全意識の向上を図るとともに、警察や交通安全協会、高齢者福祉団体等との連携のもと高齢者の交通安全対策の充実を図るなど、交通事故の発生を防止するための取り組みを強化します。

また、警察や地域防犯団体等との連携のもと、防犯教育や啓発活動を推進し、市民の自己防犯意識の高揚に努めるとともに、防犯灯の適正配置を進め、市民ぐるみでの安全・安心なまちづくりを推進します。

3 施策・事業

●交通安全対策の推進

事業等名	概要	担当課等
交通安全施設等の整備	交通危険箇所にガードレールやカーブミラー、道路標識を設置するとともに、また、老朽化した交通安全施設を更新します。	消防防災課 都市建設課
高齢者等の交通安全対策の推進	警察等関係団体との連携のもと、交通安全教育を推進するとともに、高齢者への支援制度を検討します。	消防防災課 企画政策課

●踏切安全対策の推進

事業等名	概要	担当課等
踏切安全対策の推進	踏切ごとの状況を勘案し、関係機関との連携のもと、より効果的な安全対策を推進します。	都市建設課

●防犯対策の推進

事業等名	概要	担当課等
防犯灯の設置と適切な維持管理	防犯灯の適切かつ効果的な設置を行うとともに、適切な機器の更新等を行います。	消防防災課
地域防犯活動の促進	関係団体との連携のもと、防犯に関する啓発活動を行うとともに、市民による自主的な防犯活動を促進します。	消防防災課



第8節 消費者対策の充実

1 現況と課題

人々の生活様式の変化に伴い、消費ニーズも多種多様化する中で、消費者の求める商品も品質、種類ともに多種多様になり、近年では、インターネットの普及による電子商取引の拡大、通信販売、訪問販売等の浸透により、消費者の購買行動も変化してきています。

しかし、その反面、架空請求をはじめ、消費生活に関するトラブルも増加傾向にあり、国民生活センターや消費者センターなどに寄せられる苦情や相談は年々増加し、中でも小学生を含む若年層、高齢者の相談数の増加が顕著となっています。

また、健康志向の高まりの中で、食品をはじめとする商品やサービスの安全性に対する不安も高まってきており、正確な商品情報や消費生活情報の提供と消費者による情報の適切な活用が求められています。

さらに、平成21年9月には消費者庁及び消費者委員会関連3法が施行され、国では、消費者行政の一元化等のもと、消費者が主役となる社会を実現する国民本位の行政への転換が目指されています。

こうした動向を踏まえ、本市でも、国・県、国民生活センター、消費者団体その他関係者と連携しながら、消費者事故の未然防止や、事故の再発・拡大防止、さらには被害の救済などの施策を一層強化するとともに、消費者自らが消費生活に関する知識、情報を取得する自主的な行動を促進する必要があります。

2 基本方針

消費者が安全で安心できる消費生活を送ることができる環境を整備するため、商品の品質表示等の監視体制の強化や、国・県等との連携のもと、安全・安心ネットワークの構築を図るとともに、消費生活相談等の充実、消費者被害防止のための広報啓発活動などに努めます。

また、個人情報保護対策や多重債務問題についても、国・県等との連携を図りながら、その対策の促進を図ります。

3 施策・事業

●消費生活の安定と充実

事業等名	概要	担当課等
品質表示等の監視の強化	消費生活用品、家庭用品、電気製品のそれぞれの品質表示等の監視を強化します。	産業振興課
適正な計量の実施	商店、工場及び病院等で取引や証明等に使用している計量器を定期的に検査します。	産業振興課

●消費生活相談の充実

事業等名	概要	担当課等
消費生活相談の充実	市民に身近な市民相談室の業務の一環として、消費生活相談を実施します。また、法律専門家による無料消費生活相談会を実施します。	産業振興課

●消費生活情報の提供

事業等名	概要	担当課等
消費生活情報の提供	消費生活情報パンフレットの公共施設での配布や広報誌等を通じて、各世帯への適切な情報提供に努めます。	産業振興課

●個人情報保護対策の充実

事業等名	概要	担当課等
個人情報保護に関する苦情相談の充実	消費生活相談にあわせて個人情報保護に関する相談を実施し、問題の早期発見、迅速な対処により市民の被害拡大を防止します。	産業振興課



第3章

活力に満ちた産業の都市

第1節 農林業の振興

1 現況と課題



国では、「食料自給力の向上と食料の安定供給の確保」、「農業の持続的な発展」、「農村の活性化、都市と農村の交流等の促進」を柱として、重点的に取り組むべき課題や施策を明らかにする新たな基本計画を平成22年3月に策定する一方、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加検討を表明しており、農産物の関税撤廃に伴い国内農業に重大な影響を及ぼすことが懸念されています。このため、本市においても、これらの動向を踏まえた適切かつ柔軟な対策が求められていくとともに、競争力を高め、足腰の強い農業振興を図る必要があります。

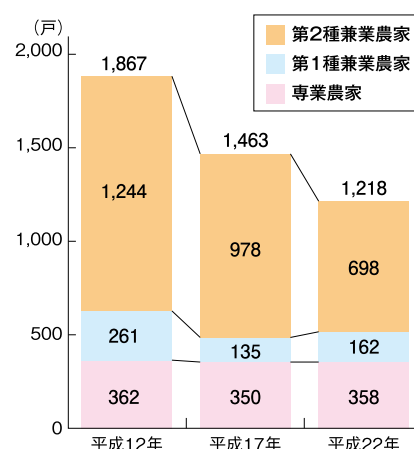
本市の農業は、「長狭米」や「江見の花」など、知名度が高く、品質の優れた農産物が生産されていますが、若年層の新規就農者が非常に少なく、農家数や農業人口が減少するなど、後継者不足や労働力の高齢化が問題となっています。また、農産物価格の低迷が続くとともに、サル、シカ、イノシシ等有害鳥獣による被害が深刻化し、生産意欲の減退を招いていることから、その対策の拡充を図ることが必要です。

畜産業については、家畜ふん尿の効率的な堆肥化等により資源の有効活用の促進や、周辺環境との調和を図りながら、家畜衛生対策等を促進し、生産技術の効率化やコスト低減・省力化を図るための取り組みを推進していくことが必要です。

林業については、外材の流入による価格の下落や就業者の高齢化等の進行により厳しい状況にありますが、水源のかん養や二酸化炭素の吸収など、森林の持つ公益的機能を守るため、国・県の森林整備事業等と連携し、保育管理の促進に努め、森林の保全を図っていくことが必要です。

また、本市では、美しい農村景観と大都市に近い立地を活かし、「みんなみの里」や「棚田倶楽部」を拠点とした都市と農村との交流事業が推進されるとともに、ふるさと回帰支援センターにおいても定住の促進が図られてきました。平成21年7月には農林漁業体験民宿（農家民泊）が大山地区において開業されるなど、都市と農村の共生・対流に向けた基盤が整いつつありますが、こうした取り組みは地域における営農意欲の向上にも資するものであると考えられることから、引き続きその推進を図っていくことが必要です。

販売農家数の推移



2 基本方針

農業については、農業生産基盤の整備による生産性の向上と農地の汎用化、農業用水の確保を図るとともに、中山間地域における集落営農と地域の特色に応じた営農基盤の整備を促進し、遊休農地の解消や耕作放棄の防止を図ります。

また、本市の特性と優位性を活かした農産物生産とブランド化を促進するとともに、地域の第1次産業とこれに関連する第2次（加工）・第3次産業（販売・流通等）との融合等による地域農業・農村の活性化を図るため、農業経営の6次産業化を進めます。

さらに、共同営農の促進、有害鳥獣対策の強化、畜産農家の生産性の向上や家畜衛生対策への支援などにより、営農の持続的な発展を図ります。

林業については、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、森林の保全及び育成、林道の整備や治山対策の促進に努め、環境学習や森林浴、レクリエーションの場として活用するなど、森林空間の総合的利用に努めます。

また、みんなみの里や大山千枚田、農家民泊などを核として、多様な資源を活用した都市と農村との交流を促進するとともに、都市住民のふるさと回帰を促進します。



3 施策・事業

●農業生産基盤の整備

事業等名	概要	担当課等
ほ場整備の促進	地域の合意形成を図りながら、県営、団体営のほ場整備を促進します。	産業振興課
用排水施設整備の促進	地域の合意形成を図りながら、幹線用水路や老朽ため池等の改修を促進します。	産業振興課
農道の整備	ほ場整備等で造成された農道で、集落間の連絡道路やほ場内の幹線道路を計画的に整備し、営農条件や生産効果の向上を図ります。 また、国・県に対し、安房地域広域営農団地農道の整備を要請していきます。	産業振興課

●共同営農の促進

事業等名	概要	担当課等
共同営農の促進	農地・水・環境保全対策、中山間地域等直接支払制度を活用し、地域協定に基づく共同営農活動等の継続的な支援を図り、農業後継者等の育成・確保を促進します。また、地域の農業特性に応じた共同利用機械の導入を支援します。	産業振興課
植物防疫の促進	複数の農家で行う水稻病虫害防除事業を支援します。	産業振興課

●農業の持続的な発展

事業等名	概要	担当課等
経営体の育成・支援	農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金に対する利子補給を行います。	産業振興課
耕作放棄地解消対策の推進	農地の利用状況調査を活用するとともに、農地の円滑かつ容易な取得や利用について検討し、耕作放棄地の解消に努めます。 また、農地が景観形成などにも果たす役割を踏まえ、その多面的な利用を促進します。	産業振興課
新規農業就業者の支援	ふるさと回帰支援センター等との連携を図りながら、新たな就農希望者への住居の斡旋や移住のための支援を促進します。	産業振興課

●有害鳥獣対策の強化

事業等名	概要	担当課等
有害鳥獣対策の強化	野生猿、鹿、イノシシ等による有害鳥獣対策として、捕獲・駆除、防護柵の設置を支援するとともに、捕獲ワナの購入、解体処理加工施設の整備等を促進します。 また、効果的な有害鳥獣対策を検討します。	産業振興課

●畜産経営の安定化

事業等名	概要	担当課等
畜産経営の支援	乳用種雌牛生産のための輸入優良受精卵の導入や酪農ヘルパー利用経費の一部を助成し、畜産経営の安定化を促進します。	産業振興課
家畜伝染病予防対策の促進	アカバネ病、三種混合予防接種や、結核、ブルセラ等の家畜伝染病予防法に基づく検査費用を助成します。	産業振興課
畜産技術の向上の促進	生産技術の効率化や低コスト化・省力化を図るため、畜産農家の取り組みを支援します。	産業振興課

●農産物の高付加価値化と販売促進

事業等名	概要	担当課等
農産物の高付加価値化と販売促進	農商工連携を推進し、鴨川ならではの農産物を利用した新たな特産品の開発と高付加価値化を促進するとともに、各生産団体による生産・販売活動等を支援します。	産業振興課
先進技術の導入	従来の農産物との差別化と安定供給、市場動向に応じた機動的な出荷体制を構築するため、関係団体との連携のもと、先進技術を用いた急速冷凍施設の整備を図ります。	産業振興課



●森林の保全と活用

事業等名	概要	担当課等
森林の保育管理の促進	森林の機能を増幅させるために実施する下刈り、枝打ち、間伐、造林等を支援します。また、生活環境保全林の適切な管理を図ります。	産業振興課
森林植生図の作成	各種林業振興推進のための基礎資料として森林植生図を作成します。	産業振興課
林道の整備	森林経営の生産基盤となる林道の維持補修とともに、一般車両の通行が多い併用林道については、側溝整備等の改良を計画的に進めます。	産業振興課
治山対策の推進	山地災害から市民の財産を守るため、治山対策を進めます。	産業振興課
地すべり防止対策の促進（再掲）	地すべりによる災害を未然に防止するため、関係機関と協力して地すべり防止対策の充実を図ります。	都市建設課 産業振興課

●都市と農村との交流に関わる多様な事業の展開

事業等名	概要	担当課等
総合交流ターミナル「みんなみの里」の充実	「みんなみの里」の都市農村交流拠点施設としての効率的・効果的な運用と施設の機能強化を図るため、計画的な施設改修と新たなサービスの提供に努めます。	産業振興課
ふるさと回帰支援センター・田舎暮らし支援事業	ふるさと回帰支援センターによる移住に関する窓口の設置、帰農者セミナーや空き地・空き家見学会の開催等、多様な活動を支援します。	産業振興課
農家民泊の促進	農家民泊のさらなる活性化のための支援を行うとともに、パンフレット等を作成し、その利用を促進します。	産業振興課



第2節 水産業の振興

1 現況と課題

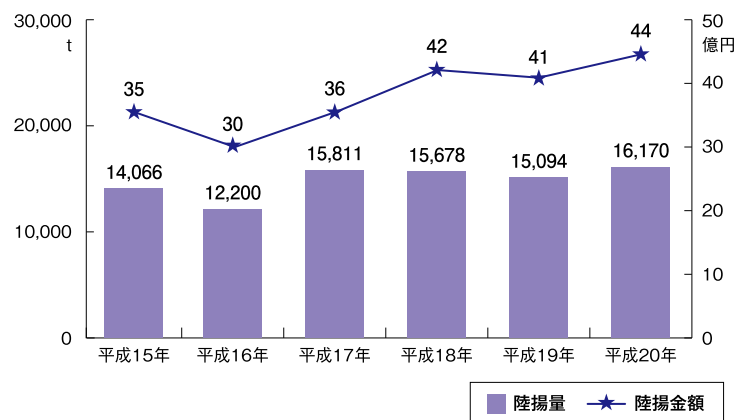
本市には、県が管理する第3種鴨川漁港、天津漁港、小湊漁港のほか、市が管理する第2種江見漁港、浜波太漁港、浜荻漁港及び第1種太夫崎漁港、天面漁港の計8漁港があり、特に県営漁港は漁船漁業の重要拠点として、地元漁船のみならず他地域からの寄港も多いことから、国の漁港漁場整備長期計画に基づき、防波堤、護岸、物揚場、泊地などの整備が進められています。

本市の漁業は、まき網、定置網、釣り漁業などの沿岸、沖合漁業が中心でイワシ、キンメダイ、アジ、サバ、ブリ等が獲れ、また、海岸線は浅海漁場として、アワビ、サザエ、イセエビ、ヒジキなどを対象とする磯根漁業が営まれています。

しかしながら、近年の地球温暖化による自然環境の変化により天然資源が減少する一方で、世界的な規模での水産物消費の拡大に伴う水産物の供給量が不足していることから、水産資源の持続的利用を図りつつ、水産物を安定供給していくことは極めて重要な課題です。加えて、厳しい労働環境や若年就業者の減少による担い手不足のため漁業従事者の高齢化が進んでいる状況にあります。このため、生産力増進等に中心的な役割を果たす漁業協同組合の経営基盤の安定・強化を促進し、資源の維持と計画的な生産拡大を推進するとともに、経営体・後継者の育成を図ることが必要です。

また、海産物のブランド化や海産物直売機能の充実等による都市と漁村の交流促進など、観光等の産業分野と連携し、活力ある水産業の形成を図ることが必要です。

陸揚量・陸揚金額の推移（属地）



2 基本方針

水産業については、漁業生産の基盤となる漁港と関連施設の整備等を進めながら、種苗の放流等による栽培漁業の充実に努め、低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理を促進し、安定した水産物の供給に努めます。

また、漁業協同組合の経営基盤の安定・強化や後継者の育成をはじめ、海産物のブランド化や海産物直売機能の充実、都市と漁村との交流の促進、観光をはじめとする各産業と連携・融合した多面的な取り組みを進めます。

3 施策・事業

●漁業生産基盤の整備

事業等名	概要	担当課等
県営漁港の整備促進	水産業の基幹漁港として、漁港漁場整備長期計画に基づき、県営漁港の整備を促進します。	産業振興課
市営漁港の整備	漁港漁場整備長期計画に基づき、地元漁船が円滑に操業し、安定した漁業活動が行えるよう、市営漁港の整備を推進します。	産業振興課

●栽培漁業の促進

事業等名	概要	担当課等
栽培漁業の促進	アワビ、サザエ、ハマグリの効果的かつ効率的な放流方法を検討しながら種苗放流を継続し、資源の増繁殖を促すとともに、漁業従事者の生産意欲の向上と漁業経営の安定化を図ります。	産業振興課

●漁業経営体及び後継者育成の強化

事業等名	概要	担当課等
漁業近代化資金の利子補給の推進	漁業近代化資金に対して利子補給を行います。	産業振興課
漁業共済掛金の助成の推進	千葉県漁業共済組合が行う、漁業共済事業に係る共済契約を締結した漁業者に対し、負担する共済掛金の一部を軽減し、漁業経営の安定化を図ります。	産業振興課
漁業後継者の育成	関係団体との連携のもと、就業希望者への情報提供や、職場体験の受入れなどを促進し、漁業後継者の育成に努めます。	産業振興課
新規漁業就業者の支援	ふるさと回帰支援センター等との連携を図りながら、新たな就漁希望者への住居の斡旋や移住のための支援を促進します。	産業振興課

●水産物の高付加価値化と販売促進

事業等名	概要	担当課等
水産物の高付加価値化と販売促進	鴨川ならではの水産物を利用した高付加価値化を図るとともに、ブランド化に向けての情報発信を充実・強化するなど、販売促進活動を支援します。	産業振興課
資源の有効活用及び地産地消の推進	資源の有効活用を図るとともに、地元需用に応える安定した供給体制の確立に資する取り組みに努めながら、一層の地産地消を推進します。	産業振興課
先進技術の導入	従来の水産物との差別化と安定供給、市場動向に応じた機動的な出荷体制を構築するため、関係団体との連携のもと、先進技術を用いた急速冷凍施設の整備を図ります。	産業振興課

●漁港内用地等の高度利用

事業等名	概要	担当課等
漁港内用地等の高度利用	漁港用地等の高度・効率的な利用を図るため、土地利用方策等について検討します。	産業振興課

●都市漁村交流の促進

事業等名	概要	担当課等
都市漁村交流の促進	漁業体験や魚食文化体験など都市と漁村との交流事業を促進します。	産業振興課



第3節 商工業の振興

1 現況と課題

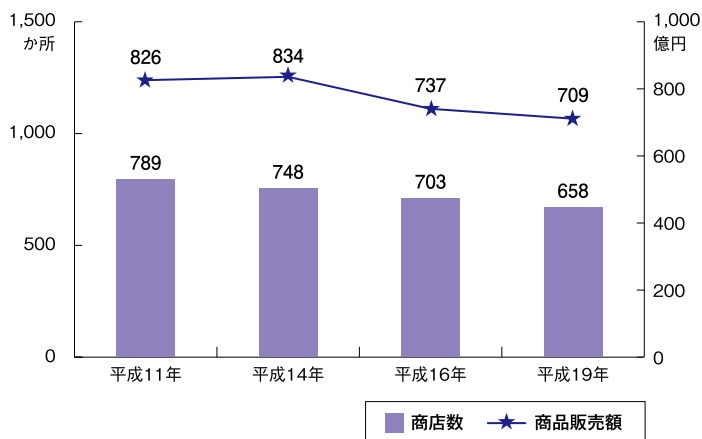
〔商業〕

本市の商業は、駅や漁港を中心に発達した歴史がありますが、近年は、国道128号及び主要地方道千葉鴨川線沿線を中心に大型店等の進出が相次ぎ、中小小売店舗は、景気低迷が続く中、後継者不足など厳しい経営状況に置かれています。車社会の進展により、他地域からの商業流入が増える一方、市民による消費が東京・千葉など大都市に流出していることも、経営環境の悪化に拍車をかけています。

しかしながら、身近な地域の中小商業は、地域のにぎわいの創出やコミュニティ機能の維持、さらには福祉的な観点からも必要不可欠であり、商工会と連携しながら、事業資金等の融資や利子補給等、「おらが丼」の企画・開発、「波の伊八」を活用した地域振興など、様々な支援に取り組んでいるところです。

今後も、市民の地元消費を誘導するとともに、来訪客による消費拡大を図るため、地場製品に関する情報発信の強化、商品の付加価値を高めるブランド特産品づくり、意欲ある取り組みに対する経済的支援などを進めていくことが求められます。

商店数・商品販売額の推移



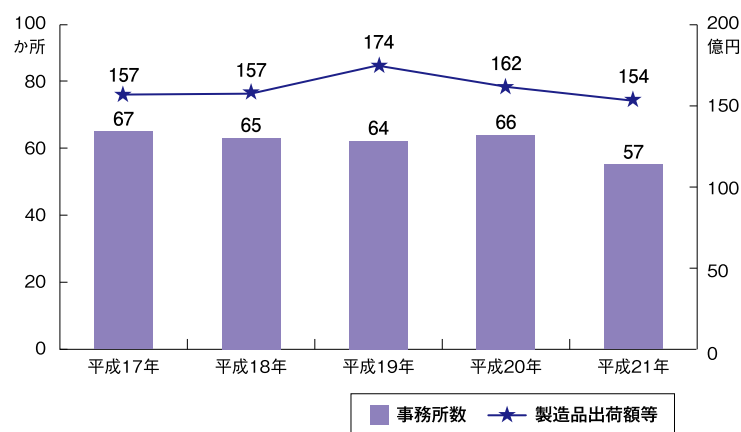
〔工 業〕

本市の工業は、水産物加工を中心とする食品製造業や木材・木製品製造業、輸送用機械製造業などが主体であり、全体の9割以上が従業員29人以下の小規模事業所です。

このため、商工会と市が連携しながら、事業資金等の融資や保証料・利子補給など、経営支援を行っています。

今後も、各企業が技術力を高め、付加価値の高い製品を安定的に生産できるよう、質の向上を図るための支援を強化していくとともに、本市の豊かな海の恵み、山の恵みを活かし、新たな製品開発や新規起業等を促進していくことが求められます。また、食品関連産業や観光関連産業などの立地を促進し、地域における産業集積の形成と活性化を図ることが必要です。

製造業事業所数・製造品出荷額等の推移



2 基本方針

農林漁業者との農商工連携を進め、本市の強みである農林水産物を活かした新製品・特産品の開発・販路開拓を行うとともに、鴨川物産の知名度の向上とブランド化を推進します。

商業については、外房の商業拠点都市としての発展に向け、関係機関・団体との連携のもと、商店街の環境・景観整備や空き店舗対策、新たな商業集積の形成誘導を進め、人々が行き交うにぎわいの場の再生と創造を進めます。

工業については、就業機会の拡充と地域経済の発展を目指し、関係機関・団体との連携のもと、経営指導や制度資金の活用及び産業間交流の促進等を図り、製品の個性化、技術力の向上等、既存企業の体質強化や新規事業の展開を促進します。

また、本市の恵まれた自然環境や立地条件を活かし、雇用力があ、環境と共生する企業の誘致に努めます。

3 施策・事業

●指導団体の育成・強化

事業等名	概要	担当課等
商工会活動等の促進	人材育成や販売促進などを強化するため、商工会・たばこ組合の活動を支援します。	産業振興課

●中小商工業者の経営支援の推進

事業等名	概要	担当課等
中小企業等の経営支援	市の中小企業資金融資制度による資金融資や利子補給等を行います。	産業振興課
国・県の支援制度の活用	県や県産業振興センター、市内の各団体等と連携し、地域資源活用や農商工連携に取り組む事業者等を国・県の補助金や融資制度等も活用し支援していきます。	産業振興課

●商業の振興

事業等名	概要	担当課等
商店街等活性化の支援	商店街振興組合による共同研修や、商店街の空き店舗や店頭を活用した事業などへの支援を行い、商店街の活性化に努めます。また、地域の商店による商品販売活動の活性化を支援します。	産業振興課

●農商工連携、経済交流と販路拡大の促進

事業等名	概要	担当課等
農商工連携の推進	1・2・3次産業の融合による6次産業化を推進するため、国の施策を活用しながら、地域資源を活用して農商工連携に取り組む事業者を支援します。	産業振興課
物産の販路拡大の促進	物産交流協会との連携により、友好都市における物産展、アンテナショップ等でのイベントの開催、インターネットを利用した販売事業等を展開するとともに、朝市など、市内での新たな販路や、需要を喚起する方策についても検討し、本市の物産の販路拡大を図ります。	産業振興課

●起業の促進と新規企業の誘致

事業等名	概要	担当課等
起業環境の整備	新企業の創業等に対し資金融資や利子補給等を行うことにより新規起業者の資金調達コストの軽減を図るとともに、起業者の相談体制の確立など、起業環境の整備を図ります。 また、利活用可能な一次産品等の情報提供を拡充しながら、新規起業等の促進を図ります。	産業振興課
新規企業の誘致	市内の立地環境に関する情報提供等を進めるとともに、誘致企業の支援を図り、新規企業の立地を促進します。	企画政策課



第4節 観光・リゾートの振興

1 現況と課題

観光業は、21世紀の成長産業として注目されており、地域の活性化に寄与することが期待されています。

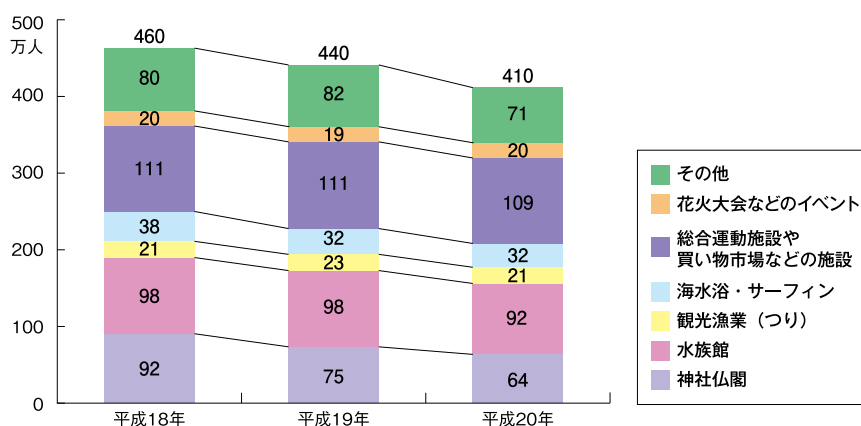
本市には、豊かな自然環境や歴史的遺産、海洋テーマパークなど多くの観光資源があり、また、ホテルや旅館などの宿泊施設が集積しています。本市の観光入込数は年間約410万人と県内でも有数の集客力を誇りますが、近年は、経済状況の変化や観光客の嗜好の多様化、地域間競争の激化などの影響もあり、漸減傾向にあり、既存資源に依存するだけでは、この傾向はさらに続いていくことが予想されます。

そのようななか、市内の自然、文化、歴史、人々の生活、産業など、様々なものを観光資源として捉え、それを磨き、活用するための計画として、観光振興基本計画（鴨川ホリスティックツーリズム）を策定しました。

引き続き、この計画に基づく取り組みのさらなる強化を図るとともに、観光・交流資源の整備・充実や、観光情報のシステム的な発信、観光誘客イベント等の開催・誘致、受入れ体制の強化、外国人旅行者の誘致などを「産・学・民・官」の協力により推進していくことが求められます。

また、平成20年からは、千葉ロッテマリーンズのキャンプが開催され、イースタンリーグ公式戦や球団との連携によるイベントなどに後援会組織が主体となって取り組んでいます。県民球団であるマリーンズとの交流は、多くの誘客による経済効果が期待されることから、地域における機運の醸成を図るとともに、キャンプの継続的な実施に向けた受入れ体制を整えていく必要があります。

観光入込数の推移



2 基本方針

観光業は、本市のまちづくり全体を先導する役割を担うため、市民、農林漁業関係者、観光事業者、各種団体、行政が一体となり、観光振興基本計画の検証を行いながら、「鴨川ホリスティックツーリズム」の実現にむけた多面的な取り組みを進めます。

このため、自然・歴史資源や観光・交流施設をはじめとする既存の観光・交流資源の一層の魅力化を図るとともに、農林水産資源や教育、文化、医療、スポーツ、環境など、様々な分野との連携を深めながら、本市ならではの新たな観光・交流資源の整備やメニュー開発を進めます。

また、近隣市町との連携による広域的な観光の推進や外客誘致に向け、城西国際大学との連携などによる市民おもてなし講座の開催、観光ボランティア制度の構築など、受入れ体制の強化を図ります。

さらに、後援会組織との連携のもと、千葉ロッテマリーンズとの交流や協働を進め、観光・交流人口の増加とスポーツの振興を図ります。

3 施策・事業

●観光振興基本計画の推進

事業等名	概要	担当課等
観光振興基本計画の推進	観光振興基本計画の着実な実施が、本市観光施策の要諦となるため、常に実施状況の検証をし、必要に応じて修正を図りながら、計画の着実な実行に努めます。	産業振興課 観光課

●観光・交流資源の整備充実

事業等名	概要	担当課等
温泉事業の活性化	観光関係団体による温泉施設の整備や、温泉を活用した宣伝・誘客事業等を支援します。 また、新たな温泉施設の整備について調査・検討を行います。	観光課
海水浴場の開設	安心して利用できる海水浴場を提供するため、ライフセーバーを海水浴場に配置するとともに、監視所等の施設整備を行います。	観光課
市営駐車場の適切な維持管理の推進	高速バスの発着所や、海水浴客等の駐車場としての機能を果たす小湊駅前駐車場をはじめ、市営駐車場の適切な維持管理を推進します。	観光課
観光サインの整備	観光客の利便性向上と街並み景観の改善を図るため、市内各所の観光サインを整備します。	観光課
観光公衆トイレの整備	観光客の利便性の向上を図るため、観光公衆トイレの整備を進めます。	観光課
街路灯の更新整備	景観を改善するとともに安全を確保するため、民間団体との連携のもと、街路灯の更新整備を図ります。	観光課

事業等名	概要	担当課等
弁天橋の改築	重要な観光スポットである鴨川松島の弁天島に架設された橋梁の改築を進めます。	観光課
大弁天島の景観保全	奇勝として知られる、鯛の浦の大弁天島について、その保全のための調査等を行います。	観光課
オーシャンパークの充実	道の駅としての効率的・効果的な運用と施設の機能強化を図るため、計画的な施設改修と新たなサービスの提供に努めます。	観光課
観光振興関連プロジェクトへの支援	多様な観光資源の開発を促進するため、民間団体等が実施する観光振興関連プロジェクトへの支援について、制度の検討・構築を図ります。	観光課
食を中心とした鴨川の“売り”の創造	産業間の連携を促進し、「食」を中心とした鴨川の“売り”の創造を促進します。	産業振興課

●地域イメージの確立及び観光関連情報のシステム的な発信

事業等名	概要	担当課等
観光パンフレットの充実	新たな総合パンフレットを作成するとともに、オンデマンドパンフレット製作システムの構築と電子書籍化を図ります。	観光課
情報発信力の強化	日本観光協会、千葉県、南房総観光連盟等の主催する観光キャンペーンへ参加するとともに、観光団体との連携のもと独自の観光キャンペーンを実施し、情報発信力の強化を図ります。	観光課
体験型ツーリズムの推進	地域の観光資源の掘り起こし及びブラッシュアップの促進を図るとともに、これらを活用したメニューの開発など、体験型ツーリズムを推進します。	産業振興課
フィルムコミッションの推進	マスメディアによる本市の宣伝及び地域イメージアップを図るため、フィルムコミッションを推進します。	産業振興課
ふるさと大使制度の推進	本市ゆかりの著名人等をふるさと大使として委嘱し、観光情報等の周知・PRを促進します。	企画政策課



●観光客誘致イベント等の開催及び誘致

事業等名	概要	担当課等
観光イベントへの支援	市内の民間団体等が主催する観光イベントを支援するとともに、その一層の魅力化に努めます。	観光課
観光イベント等の誘致	駅からハイキングやスポーツイベント等の誘致に努めます。	観光課

●受入れ体制の強化

事業等名	概要	担当課等
観光ホスピタリティの醸成	「おもてなしの心」を醸成するとともに、外国人旅行者への円滑な対応を図るため、講座の開催、ガイドブックやマニュアルの作成等を進めます。 また、きれいなまちづくりに向けて、市民意識の醸成や花の景観形成事業などを推進します。	観光課
観光ボランティア制度の仕組みづくり	市民が様々な形で観光客との交流が図れるよう、専門的な知識・経験を持つ通訳ボランティアなどを含め、観光ボランティアの一元的な登録・研修・派遣等の仕組みづくりを進めます。	観光課
観光団体の機能強化の促進	観光産業事業者等の相互協力を促進するとともに、本市の観光振興を担う観光協会を支援します。 また、宿泊から施設見学、体験の申込みまでを一帯としてコーディネートする中間支援機能の促進を図ります。	観光課
広域観光の推進	南房総地域観光圏、外房観光連盟などでの連携により、広域観光を推進します。	観光課
定期市民講座の開催	市民一人ひとりが、本市の持つ魅力に気づき、旅行者等へと伝えることができる「ホスト&ガイド」となることを目指し、市民講座を開催します。	産業振興課
認定ガイドの育成	鴨川ホリスティックツーリズムの推進体制を強化するため、認定ガイドの育成を図るとともに、ガイドとしての活動を支援します。	産業振興課

●外客誘致の推進

事業等名	概要	担当課等
外国人旅行者を対象とした観光宣伝の充実	観光団体が作成するパンフレットや市内ポータルサイトの多言語化を支援するとともに、多言語版パンフレットを更新します。	観光課
誘客イベントへの参加	観光団体との連携のもと、外国人旅行者を対象とした観光プロモーションや誘客活動を実施します。	観光課
語学ボランティア制度の構築と組織化	外国人旅行者の受入れ体制を整備するため、城西国際大学観光学部との連携などにより、語学ボランティア制度の構築と組織化を図ります。	観光課

事業等名	概要	担当課等
千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致	後援会組織との連携のもと、千葉ロッテマリーンズの鴨川キャンプやイースタンリーグ公式戦を引き続き誘致し、観光交流資源としての活用を図ります。	企画政策課

[illegible]

第5節 雇用対策の推進

1 現況と課題

わが国の雇用情勢は、経済状況の悪化により依然として厳しい状況が続いています。特に新規学卒者を含む若年層では、フリーター数が増加するなど就職状況のさらなる悪化が懸念されています。安房管内の有効求人倍率についても、平成19年度の1.12倍から20年度には1.01倍、21年度の0.79倍と大幅に悪化しています。

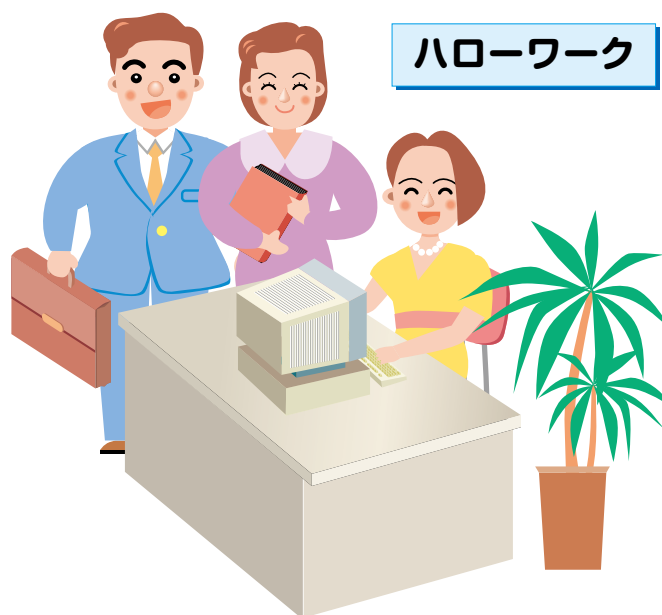
企業においては人件費抑制のため非正規雇用を拡大しており、派遣労働者、パートタイム労働者の割合が上昇しています。非正規雇用で働く若年層の増加は、低賃金による所得格差の拡大により就労意欲の低下につながるだけでなく、社会全体の生産性の向上にも悪影響を与えることから、これらの課題解決に向けて国・県と連携を図りながら、その対策を図っていく必要があります。

また、高齢化の進展に対応し、就労意欲の高い中高年者の雇用の場の確保も重要な課題であるとともに、定住人口の増加を図るため、U・J・Iターン希望者の雇用の受け皿づくりも求められます。

2 基本方針

雇用をめぐる情勢は、厳しい状況が続いていますが、観光業や商工業、農漁業、医療、介護、福祉分野など地域産業の振興施策を積極的に推進し、雇用の場の創出・拡充に努めます。

また、若年層及び中高年層の就職率の増加を図るため、関係機関との連携を図りながら就職情報の収集・提供などの施策を拡充するとともに、U・J・Iターンの促進を図るための求人情報の提供なども積極的に実施していきます。



3 施策・事業

●雇用相談の充実

事業等名	概要	担当課等
求人情報コーナーの機能強化	求人情報コーナーの機能を強化し、求人情報の充実と求職者の利便性向上を図ります。 また、地域職業相談室の設置に向けて、国等に対する働きかけを行います。	産業振興課

●雇用対策の充実

事業等名	概要	担当課等
U・J・Iターン希望者向け就職情報等の提供	ハローワークの実施するU・J・Iターン希望者に対する職業相談等を活用して就職情報等を提供し、U・J・Iターンを促進します。	産業振興課



第4章 創造性あふれる教育文化の都市

第1節 学校教育の充実

1 現況と課題

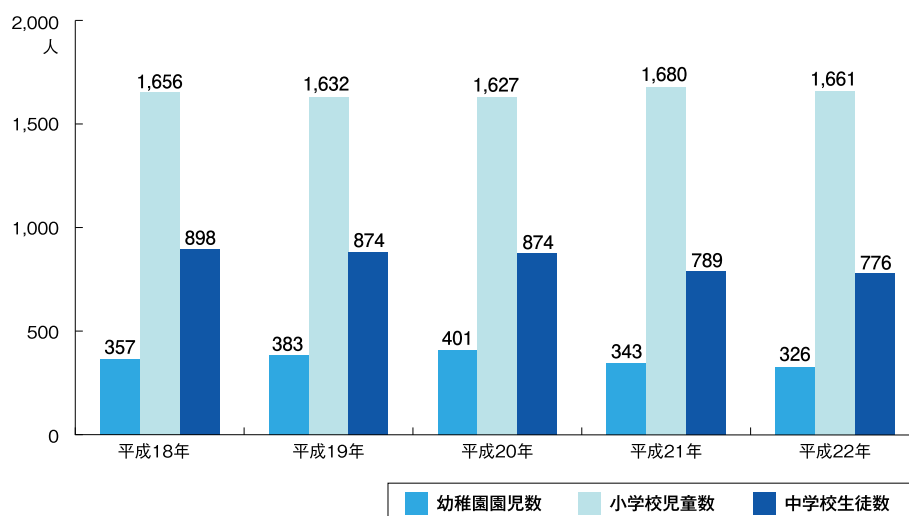
〔幼児教育〕

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期です。子どもは、多様な体験や人との関わりを通して豊かな感性を身につけ、また、集団生活の中で自発性や人との関わりを深め、規範意識や人間関係づくりの基礎を学びます。このため、幼児教育においては、子どもが今を最もよく生き、望ましい未来を作りだす基となる力をつけるための環境づくりが重要であると同時に、子どもを取り巻く社会における少子化や保護者の多様な就労形態への対応が求められます。

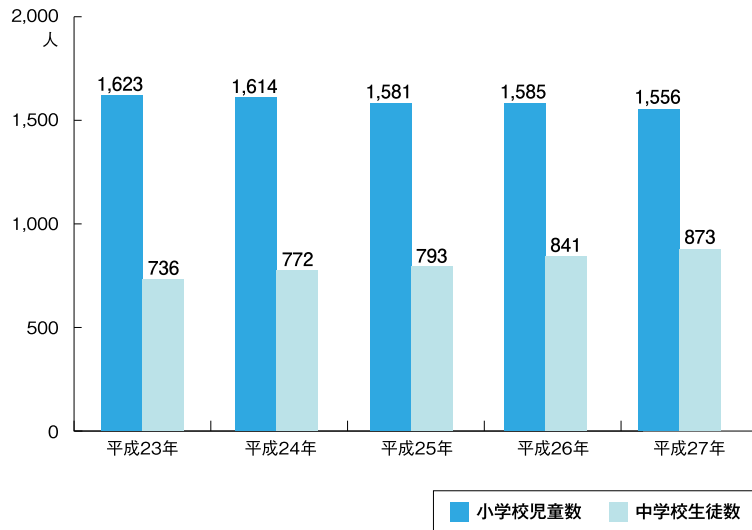
市内幼稚園の入園者数は、年々、地域により大幅に減少しており、特に、預かり保育を実施していない幼稚園の入園者は、実施している園に比べ、減少する傾向にあります。

このため、園児数の減少による集団生活や異年齢交流の不足への懸念、預かり保育へのニーズの高まり等へ適切に対応し、市内全ての4・5歳児がよりよい環境の中で充実した活動ができるよう、幼稚園と保育園の一元化、江見・太海・曾呂地区の適正配置、預かり保育実施園の拡大等を推進していくことが必要です。

市内の幼稚園・小中学校の児童生徒数の推移



小中学校の児童生徒数の推移（推計）



〔義務教育〕

義務教育には、次代を担う児童生徒の心身ともに健康で調和のとれた人格形成と、一人ひとりの個性の伸長を図ることが求められています。しかし、近年、子ども達には、学習意欲の低下や基礎学力の定着不足、いじめ・不登校、体力の低下、規範意識の低さ等の問題が指摘されており、高度情報化、国際化のさらなる進展やノーマライゼーション社会への対応も急がれています。

このため、これからの学校教育においては、基礎的・基本的な学力の確実な定着と、変化の激しい社会に主体的に対応できる能力と創造性の基礎を培うとともに、自ら学ぶ意欲と主体的な学習の仕方を身につける教育が必要です。また、いじめや不登校への対応、障害を持つ児童・生徒の適正就学や教育的支援の充実もさらに推進していく必要があります。

教育環境については、小中学校における児童・生徒数が減少し、1学級の人数が少なく日常の学習場面で互いの磨き合いが十分にできず、固定的な人間関係になりがちになり、多様な人間関係づくりができにくいなどの問題も生まれてきています。

築20年以上を経過した学校施設一覧（平成22年4月1日現在）

No.	施設名称	建物名称	完成年	備考
1	江見小学校	校舎	昭和47年	
		体育館	平成元年	
2	太海小学校	校舎	昭和50年	
3	曾呂小学校	校舎	昭和62年	
		体育館	昭和57年	
4	鴨川小学校	校舎（3棟）	昭和44年	平成10年改修
		体育館	昭和55年	
5	東条小学校	校舎（2棟）	昭和45年・55年	平成22年改修
6	西条小学校	校舎	昭和51年	
		体育館	昭和54年	
7	田原小学校	校舎	昭和53年	
		体育館	昭和56年	

No.	施設名称	建物名称	完成年	備考
8	小湊小学校	校舎	昭和44年	
		体育館	昭和54年	
9	天津小学校	校舎（3棟）	昭和47年・48年	平成21年改修
		体育館	昭和51年	
10	江見中学校	校舎（2棟）	昭和47年	
11	鴨川中学校	校舎（4棟）	昭和40年・41年	
		体育館	昭和60年	
12	長狭中学校	校舎（2棟）	昭和42年	平成8年改修
		体育館	昭和43年	
13	安房東中学校	体育館	昭和44年	

そこで、平成19年2月に学校適正規模検討委員会から示された答申を踏まえ、「生き方を考える力」「基礎学力を自ら学び考える力」「豊かな心と人間関係をつくる力」を育てるため、小中一貫教育を市内全小中学校で推進するとともに、長狭地区の3小学校と長狭中学校を統合し、規模の適正化と「中一ギャップ」など、6・3制の課題に対処するため、小中一貫教育を行う「長狭学園」や、江見中学校と鴨川中学校を統合した「鴨川中学校」を設立しました。

今後も、江見・太海・曾呂地区、天津・小湊地区における適正配置等について検討を重ね、より望ましい教育を創出していく必要があります。また、築20年以上を経過している施設の改築・改修や、学校施設の耐震化を引き続き計画的に実施するとともに、教育環境の充実を図っていくことも必要です。

【学校給食】

本市では、学校給食センターにおいて、幼稚園、小中学校及び安房特別支援学校鴨川分教室の25施設の園児・児童・生徒及び教職員等に対し、1日約3,200食の給食を提供しています。

給食業務を支障なく円滑に行うためには、衛生管理基準を遵守して事故やトラブルを発生させないことが必要であり、そのためには、施設及び厨房機器の適切な維持管理と老朽化設備等を更新していく必要があります。

また、業務の合理化・効率化を図るため、調理や配送業務等の民間委託についても検討していくことが必要です。

【大学との連携】

市内には城西国際大学観光学部をはじめとする5大学の大学関連教育研究施設が立地しており、さらに、平成24年度には鴨川中学校跡地に（仮称）亀田医療大学が開学する予定です。こうした環境を活かして地域や学校、大学との連携を強化するとともに、有用な人材の育成を図ることが必要です。

2 基本方針

「学んでよかった、住んでよかったと実感できる教育環境の創出」を目指し、学校教育の充実に取り組みます。

幼児教育については、そのあり方を総合的に検討し、より充実させていきます。

義務教育については、小中一貫教育の推進のもと、基礎的・基本的な学力の確実な定着など「生きる力」の育成を図り、本市の自然や歴史、地域の人材等を活かした特色ある教育・特色ある学校づくりを目指します。加えて、国際化、情報化などの課題に対応した英語教育、IT教育を一層推進します。

また、少子化に伴う児童・生徒の減少を勘案し、適正配置と各学校施設の整備を図り、快適で効果的な教育環境の創出に努めるとともに、特別支援教育の充実、学校給食の充実など、総合的な教育環境の整備を進めます。

さらに、多様な教育活動を展開するため、高等学校、大学及び地域社会との連携強化を促進します。

3 施策・事業

●幼児教育の充実

事業等名	概要	担当課等
幼保一元化の推進	少子化や多様な保育・幼児教育ニーズに対応し、幼保一元化を推進します。このため、幼稚園における2年保育と預かり保育等の実施を図るとともに、施設・設備等の整備を進めます。 また、江見・太海・曾呂地区における幼稚園の適正配置と幼保一元化を検討します。	学校教育課
幼児教育の充実	幼稚園教育要領に基づき、本市の特性を活かして特色ある幼児教育を推進します。 また、郷土愛を育むとともに、幼児の教育環境に応じたきめ細かな教育の充実を図ります。	学校教育課

●義務教育の充実

事業等名	概要	担当課等
小中一貫教育の推進	市教育政策研究会による研究成果を踏まえ、小中一貫教育を推進します。	学校教育課
子どもたちの学力・体力の向上	学力・学習状況の把握をもとにした学習指導の改善を図るとともに、メディカルチェックによるスポーツ障害の予防と「遊・友 スポーツランキングちば」の活用により、子どもたちの体力の向上を図ります。	学校教育課
英語教育の充実	外国語指導助手を各小中学校に派遣して英語教育を推進し、国際化時代に対応した人材の育成を図ります。	学校教育課
情報化に対応した教育の充実	パソコン教室の機器等の適切な管理・更新を行うとともに、電子黒板等ICTを活用した教育の充実を図ります。	学校教育課
学校・地域等との連携	地域との連携による教育を推進するため、学校支援ボランティアの育成と組織化を図ります。	学校教育課
特別支援教育の充実	一人ひとりの学習状況にあわせた教育を推進するため、特別支援教育支援員の配置や特別支援専門家チームの設置を図ります。	学校教育課



●教育環境の充実

事業等名	概要	担当課等
校舎の耐震補強及び大規模改修	子どもたちが安心して学べる教育環境づくりを目指し、校舎の改修を行います。	学校教育課
屋外教育環境の整備	長狭学園、天津小学校のグラウンドの排水機能向上のための整備を行います。	学校教育課
屋内運動場の整備	長狭学園、安房東中学校の屋内運動場の改築・改修を行います。	学校教育課
教育用備品・設備等の充実	教室の机や椅子、教育用公用車、学校図書など、各種設備・備品の計画的・効率的な整備を進め、その充実を図ります。	学校教育課
遠隔地生徒の通学支援	通園・通学バスの運行、通学費の補助により、遠隔地からの通園・通学を支援します。	学校教育課
学校給食の充実	調理機器等の計画的な更新を図りながら、栄養バランスに富み、安全でおいしい給食の提供に努めます。また、調理、配送業務等の委託を検討します。	学校給食センター

●学校の適正配置と遊休施設等の活用

事業等名	概要	担当課等
学校の適正配置と遊休施設等の活用	引き続き、小学校の適正配置を検討します。 また、新鴨川中学校の開校に伴い、旧鴨川中学校校舎の解体を行うとともに、遊休施設等の活用を検討し、必要となる施設整備等を行います。	学校教育課 企画政策課等

●市内大学への入学の奨励

事業等名	概要	担当課等
市内大学への入学の奨励	地域への人材の定着を図るため、市内の大学へ入学する市民に奨励金を交付します。	企画政策課





市内の保育園・幼稚園・学校の一覧



第2節 生涯学習の充実

1 現況と課題

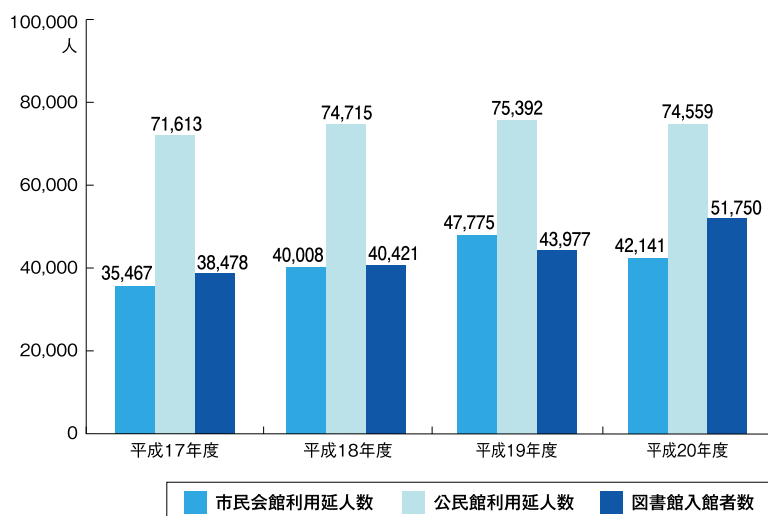
本市においては、「市民一人ひとりが輝く生涯学習のまちづくり」を目指して、子どもと若者の地域での学習活動、地域活性化に向けた学習活動、心豊かな生活を実現する地域クラブ活動、市民のニーズに応じた多様な学習活動などの充実に取り組んでいます。

今後は、少子高齢化に対応し、高齢者の健康や生きがい、子ども達の体験機会の充実に向けた取り組みの支援、心豊かな生活の実現に向けた魅力あるコミュニティづくりを促進していくことも必要です。

生涯学習関連施設としては、11の公民館のほか、わんぱくハウスなどがありますが、老朽化の進む施設においては、適切な施設運営を行っていく必要があります。

また、本市は、城西国際大学観光学部をはじめ、5つの大学の教育研究施設が立地するとともに、自然環境や歴史・文化遺産に恵まれているため、こうした地域資源を活かした生涯学習の振興を図っていくことが求められます。

主な生涯学習・文化施設の利用人数の推移



2 基本方針

家庭や地域での子どもの体験教室やキャリア学習、生活を豊かにする地域クラブ活動などを通して、市民が趣味やスポーツなどに親しみ、様々な問題解決や自己の希望の実現に向け、いきいきと学ぶことのできる「市民一人ひとりが輝く生涯学習のまちづくり」を進めます。

また、講師から受講者へと、一方的・固定的に学習活動を進めるのではなく、市民同士がお互い尊重し合い、教え合い、学び合う生涯学習活動の充実を図ります。

さらに、大学との連携により学習機会の拡充を図るとともに、高齢化と若者の地域離れが進む中、市民が各地域の自然や歴史、文化などを活かし、趣味やスポーツ、地域学習などを通して、お互いに交流し、活動する魅力あるコミュニティづくりを促進します。

3 施策・事業

●生涯学習推進計画の策定

事業等名	概要	担当課等
生涯学習推進計画の策定	国の教育振興基本計画に基づき、本市における生涯学習の総合的な振興方策を定めた生涯学習推進計画を策定します。	生涯学習課

●多彩な学習活動の促進

事業等名	概要	担当課等
公民館事業の充実	魅力ある公民館教室の開催、サークル・クラブ活動の育成、公民館だよりの発行などにより、高齢化の進行等に伴う新たなニーズにも対応した公民館事業の充実を図ります。 また、公民館の管理のあり方等を検討し、利便性の向上に努めます。	生涯学習課
大学等との連携による特色ある生涯学習プログラムの充実	市内に立地する大学関連教育研究施設と連携し、講演会や実験教室などを行います。	生涯学習課
地域学習・ボランティア活動の支援	生涯学習ボランティアの育成を図るとともに、人材バンクを整備し、地域学習等を支援します。	生涯学習課
児童・生徒の体験活動事業の推進	地域の方や社会教育関係団体等と連携し、自然体験や職場体験など、様々な体験活動と交流学習機会の充実を図り、子どもの生きる力を育みます。	生涯学習課
家庭教育の支援	家庭教育学級の開催、家庭教育指導員による家庭教育指導や相談事業の実施、子育て学習会への支援などにより、家庭の教育力の強化を図ります。	生涯学習課

●社会教育関連施設の整備充実

事業等名	概要	担当課等
社会教育関連施設の整備充実	老朽化の状況に応じ、公民館などの計画的な施設の改修、修繕を行うとともに、視聴覚教材等の充実を図ります。	生涯学習課
移動教室バスの更新	学校教育活動や社会教育活動を促進するため、老朽化した移動教室バスを更新します。	生涯学習課

市内の主な生涯学習・スポーツ施設の一覧



第3節 青少年の健全育成

1 現況と課題

近年、次代を担う青少年を取り巻く生活環境は、情報通信技術の普及などもあり、ますます多様化、複雑化し、これらに起因した青少年をめぐる問題は深刻化してきています。

本市では、大人が子どもたちに歩み寄ることでコミュニケーションを深め、地域に根ざした青少年の育成活動に取り組んできました。

今後も、青少年が自ら様々な問題に対処し、青少年期を充実して過ごせるよう、青少年育成団体を主とする関係機関と家庭、学校、地域がさらに連携を深め、青少年の健全な育成を図る取り組みが必要です。

2 基本方針

青少年が地域づくりの担い手として健全に育成されるよう、家庭、学校、地域、警察などの関係機関の連携を強化し、健全な社会環境づくりに向けた各種の活動を推進するとともに、青少年育成のための体験・交流活動や社会活動への参加機会の拡充、さらには青少年を支え育てる地域活動の強化や指導者の育成に努めます。

3 施策・事業

●啓発活動の促進

事業等名	概要	担当課等
啓発活動の推進	青少年健全育成大会や青少年育成指導者研修会の開催、小・中学生による青少年健全育成に関する作文等の発表会や映画会の開催など、多様な団体との連携を強化し、青少年健全育成に関する啓発・広報活動の充実を図ります。	生涯学習課



●青少年育成団体活動の活性化及び地域との連携強化

事業等名	概要	担当課等
青少年育成団体活動の活性化及び地域との連携強化	青少年育成団体や学校・警察連絡協議会などの組織・団体、地域住民と連携しながら、非行防止パトロール等を実施し、地域が一体となった青少年の健全育成に努めます。 また、青少年育成団体などの指導者の交流・連携を強化しながら、球技大会やウォークラリー、ジュニアリーダー講習会、小学生通学合宿、小学生などの土・日曜日の有効活用を図るための放課後子ども教室など、多彩な青少年活動の展開を促進します。	生涯学習課



第4節 市民文化の振興

1 現況と課題

本市には、特別天然記念物「鯛の浦タイ生息地」や天然記念物「清澄の大スギ」、国登録文化財の「和泉公会堂」、「旧水田家住宅」、「鈴木家住宅」など、天然記念物や歴史的建造物、史跡、民俗芸能、伝統行事など、数多くの貴重な文化財があり、この調査、保存、展示を行うとともに保全活動等を支援してきました。

また、市内の各種文化団体への支援・協力を通して、市民が芸術・文化に触れる機会の拡充を図るとともに、市民の文化活動の拠点となる市民会館や市民ギャラリーなど各文化施設を運営していますが、特に市民会館については建物や設備の老朽化が著しく、利用者ニーズに十分応えられなくなっているため、新たな施設の整備を図ることが必要です。

さらに、「ちば遺産100選」に選定された「嶺岡山系の牧遺構」など、潜在的な文化資源の保全・活用を図り、本市の文化の一層の発展を図ることが求められます。

2 基本方針

本市の優れた文化の継承と発展を促進するため、市民の芸術・文化活動の活性化を支援するとともに、多様な芸術・文化に接する機会や活動成果の発表の機会の拡充を図ります。

また、活動拠点となる郷土資料館、図書館等の文化施設の充実を図るとともに、新たな市民会館の整備を図ります。

さらに、本市固有の貴重な歴史・文化の保存・活用を進めるとともに、郷土資料館等での魅力的な展示により、より多くの人々が歴史や文化に触れ合える機会の提供に努めます。

3 施策・事業

●芸術・文化の振興

事業等名	概要	担当課等
芸術・文化の振興	各文化・芸術団体等の活動の支援や、芸術・文化活動を支えるボランティアの育成に努めるとともに、施設・設備等の充実を図り、市主催による展覧会等を開催していきます。	生涯学習課

●新市民会館の整備

事業等名	概要	担当課等
新市民会館の整備	市民文化の向上を目指し、活動の拠点となる新たな市民会館の整備を進めます。	市民交流課

●歴史・文化の保全と活用

事業等名	概要	担当課等
指定文化財保護活動の支援と適正保護の推進	市内の文化財の適正な保護にむけて、所有者・管理者に対する助成制度の柔軟な運営に努めます。また、市内の文化財の実態調査を随時実施します。	生涯学習課
市史の編さん、史・資料調査と保存・活用	新たな鴨川市史の編さんにむけ、古文書資料の収集・整理、保存を進めるとともに、これら古文書資料等を元に、「あゆみ」シリーズなどの市史編さん関係書籍の発行や、市史編さん史料目録のデータベース化を進めます。	生涯学習課
地域の歴史・文化資源の周知と有効活用	教育や観光など様々な分野との連携のもと、地域の歴史・文化に関する調査研究や、文化施設における展覧会、見学会等の開催を推進するとともに、積極的なPRに努めます。 また、文化施設所蔵資料の再整備や適切な保存を図るとともに、収蔵施設の整備を検討します。	生涯学習課
嶺岡牧の保全・活用	嶺岡牧をはじめとする嶺岡山系一帯の遺跡・遺構等について、地域資源としての保全・活用を図ります。	企画政策課

●読書・学習環境の充実

事業等名	概要	担当課等
読書・学習環境の充実	ブックスタート事業など、多様な取り組みを推進するとともに、遠隔地利用者の利便性向上のため、公民館等社会教育施設との連携強化を図り、読書人口の増加に努めます。	生涯学習課
図書資料の充実	中高生や高齢者向け資料、郷土資料をはじめとして、図書資料等の充実を図ります。	生涯学習課



第5節 市民スポーツの振興



1 現況と課題

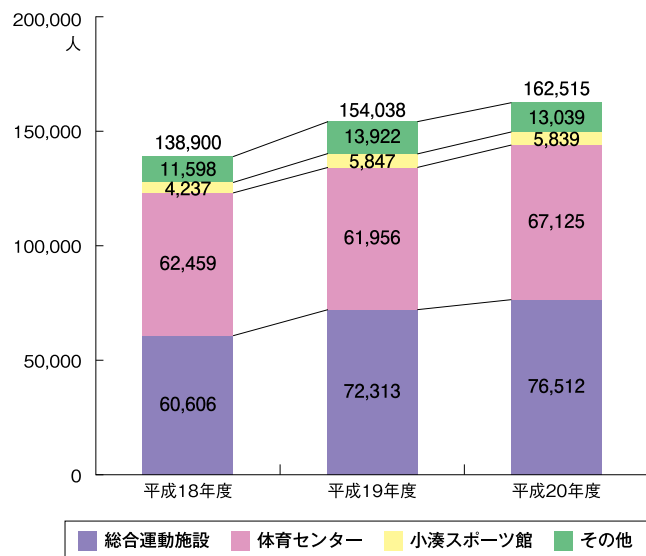
本市では、南房総唯一のスポーツ拠点として、野球場、ソフトボール場、文化体育館、陸上競技場、サッカー場からなる総合運動施設を有しており、市民はもとより、プロ野球のキャンプをはじめ、野球、サッカー、陸上競技等の大会や大学・高校等のキャンプにも利用されてきました。また、社会体育施設の設置や学校体育施設の開放により、市民がスポーツに親しむ環境づくりを進めてきました。

さらに、総合型地域スポーツクラブ「鴨川オーシャンスポーツクラブ」を中心として、市民主導のスポーツ活動が活発に行われてきました。

今後は、総合運動施設や体育センターに関する全体計画を策定し、スポーツ施設の整備充実を図るとともに、今後もスポーツ・レクリエーションの普及を図るため、指導者の確保などにより、総合型地域スポーツクラブの活動の充実を図ることが必要です。

さらに、「鴨川市のスポーツ観光都市」のイメージを高め、千葉ロッテマリーンズの秋季キャンプや大規模なスポーツイベントを積極的に誘致するための受入れ体制を整備することが必要です。

主なスポーツ施設の利用人数の推移



2 基本方針

市民がふだんの暮らしにスポーツを自然に取り入れ、誰もが生涯にわたって様々なかたちでスポーツに接し、健康で豊かな暮らしを送れる「市民総スポーツ社会」の形成を目指し、スポーツに親しめる環境を整備し、その実現に向けた各種の施策づくりに努めます。

また、県下でも類をみない総合運動施設と温暖で自然豊かな本市の特性を活かし、大規模なスポーツイベントやトップレベルのスポーツ団体のキャンプ等を誘致することにより、子どもたちに夢を与え、スポーツ活動の動機づけにつなげるとともに、交流人口の拡大による市全体の活性化を図ります。

3 施策・事業

●スポーツ施設の整備充実

事業等名	概要	担当課等
スポーツ施設の整備充実	総合運動施設や体育センターなど、スポーツ施設に関する全体計画を策定し、スポーツ施設の整備充実を図ります。	スポーツ振興課

●市民スポーツの振興

事業等名	概要	担当課等
総合型地域スポーツクラブの支援	市民のスポーツ活動を促進するため、総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。	スポーツ振興課

●大規模なスポーツイベント等の誘致

事業等名	概要	担当課等
大規模なスポーツイベント等の誘致	大規模なスポーツイベントなどを積極的に誘致します。	スポーツ振興課



第6節 国際交流・地域間交流の推進

1 現況と課題

〔国際交流〕

本市の国際交流については、国際姉妹都市である米国ウィスコンシン州マニトワック市と中高生の相互派遣事業や民間主体の小中学生の絵画交換やペンパル事業、合唱団や吹奏楽団の交流事業などが実施されるとともに、中国海南省三亜市との間でも人的交流活動が行われています。また、国際交流員として外国青年を招致し、外国文化の紹介や国際交流事業の企画立案、外国語刊行物の発行などを通して、市民の国際的な視野の醸成を図っています。

近年は、城西国際大学の留学生など、主にアジア地域からの外国人登録人口が増加傾向にあるため、多言語による行政・生活情報の提供や生活相談窓口の設置などを行うとともに、国際交流協会を中心に、外国人の日常生活に密着した日本語教室や災害教育が展開されるなど、多文化共生社会づくりを目指した在住外国人の生活支援が進められています。

国においては、新たに観光庁が設けられるなど、外国人訪問客誘致の動きが活発化していることから、本市においても一層国際化が進むものと予想されます。これまで実施してきた交流活動を継続・発展させていくとともに、在住外国人が生活しやすい、多文化共生の地域づくりを推進していく必要があります。

〔地域間交流〕

国内の姉妹都市等については、山梨県南巨摩郡身延町、東京都荒川区、千葉県君津市や埼玉県さいたま市と姉妹都市、友好都市等の関係にあり、産業、消防、教育などの分野での相互協力や交流活動を行っています。

地域間交流は、お互いの地域に刺激を与え、地域活性化に大きな効果があると考えられることから、今後も、農林水産資源、歴史文化的資源をはじめとする地域資源を活用しながら、民間レベルでの交流を促進することが必要です。



2 基本方針

マニトワック市等との国際交流を推進するとともに、在住外国人や外国人訪問客に喜ばれる多文化共生の地域づくりを進めます。

また、地域資源を活用しながら、山梨県南巨摩郡身延町、東京都荒川区、千葉県君津市や埼玉県さいたま市をはじめとする国内姉妹都市等との多様な交流活動を展開します。

3 施策・事業

●国際姉妹都市との交流の促進

事業等名	概要	担当課等
青少年海外派遣の推進	国際姉妹都市マニトワック市との中学生・高校生の相互派遣を行います。	市民交流課
民間国際交流団体等への支援	民間の国際交流団体が行う姉妹都市交流活動等を支援します。	市民交流課

●多文化共生の推進

事業等名	概要	担当課等
コミュニケーション支援の充実	外国人相談窓口の設置のほか、外国語による情報誌を提供するとともに、各種刊行物等の外国語併記を図ります。	市民交流課
生活支援の充実	在住外国人の生活を支援するため、外国語対応が可能な医療機関等の情報提供を行うとともに、外国人の状況に即した防災教育・防災訓練の実施、外国人住民の災害時避難方策の検討などを進めます。	市民交流課等
在住外国人の地域社会での参画機会の確保	民間国際交流団体との連携のもと、日本人と外国人、外国人同士などを対象とした交流イベントの開催や、在住外国人自助組織の育成などを通じ、在住外国人の地域社会での参画の機会の確保に努めます。	市民交流課
国際交流員の配置	民間国際交流団体との連携のもと、国際交流員として外国青年を招致し、多文化共生に関する事業を促進し、市民の国際意識の醸成を図ります。	市民交流課

●国内姉妹都市等との交流の促進

事業等名	概要	担当課等
国内姉妹都市等との交流の促進	国内姉妹都市等との文化的・人的交流活動を促進します。	市民交流課

第5章

うるおいのある健康福祉の都市

第1節 保健・医療の充実

1 現況と課題

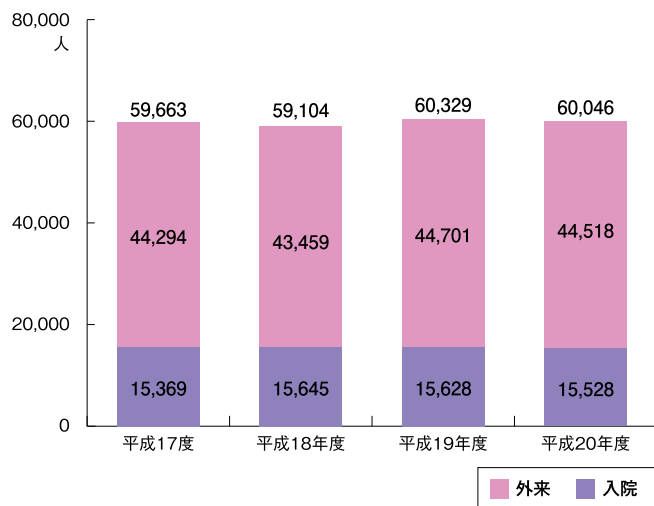
食生活の多様化や生活環境の変化により、生活習慣病の増加や、ストレスによる健康への影響が生じてきています。

本市では、小児からの生活習慣病対策や、特定健診・特定保健指導、各種がん検診、食生活改善の促進、さらには健康づくりに関する各種団体の支援に努めるとともに、高齢期を迎えても寝たきりや認知症にならないよう介護予防事業を推進しています。

今後は、さらに市民一人ひとりが健康づくりへの意識を高め、生活習慣病などの予防事業の一層の充実を図るとともに、地域資源を活用した健康づくり施策が必要です。

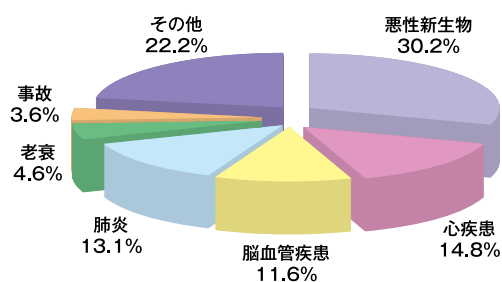
医療については、本市には高度医療機能を有する大規模な民間病院や市立国保病院などが立地し、広域的な救急医療体制が構築されており、医療水準が高い恵まれた環境にあるといえます。しかしながら、高齢化や、地域によっては過疎化が進むなか、市内各地区で安心して医療が受けられるよう、救急医療体制の確保や在宅医療の充実などを図る必要があります。

市立国保病院の患者数の推移

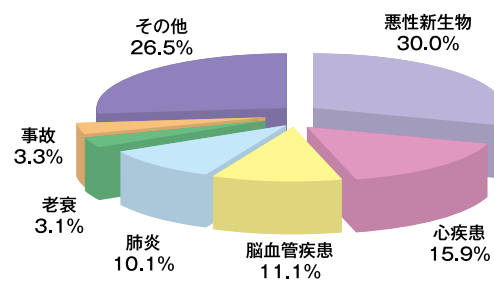


死因別死亡割合（平成20年）

〔鴨川市〕



〔全国平均〕



2 基本方針

健康福祉推進計画（平成23年度～27年度）に基づき、市民、地域、行政がそれぞれの役割の中で、市民の健康意識の醸成と主体的な健康づくりに取り組むとともに、保健・医療・福祉・教育等との連携により、妊娠・乳幼児期、学童・思春期、成年・壮年期、高齢期といった人生の各期に応じた健康づくりを促進します。

さらに、民間医療機関との連携による市民の健康の保持増進、地域医療環境の充実を図るとともに、市立国保病院においても、生活習慣病などの予防活動に積極的に取り組みます。

3 施策・事業

●健康福祉推進に関する計画の策定

事業等名	概要	担当課等
健康福祉推進に関する計画の策定	市民、地域、行政との協働により、誰もが健康で、安心して生活できる地域づくりを目指し、第2期となる健康福祉推進計画を策定します。	健康推進課 福祉課

●保健サービスの充実

事業等名	概要	担当課等
生活習慣病対策の充実	メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査、特定保健指導実施による生活習慣病予防健診の充実を図るとともに、胃がん、肺がん、子宮がん、乳がんなどの各種がん検診等を実施し、疾病の早期発見、早期予防を図ります。	健康推進課 市民生活課
母子保健の推進	妊婦・乳幼児健診、栄養相談をはじめとする各種相談、診察、指導による母子保健事業を推進します。	健康推進課
歯科保健の推進	フッ化物洗口事業実施による学童期からの歯の健康づくりや、高齢者の健全な口腔衛生環境の保持等に努め、歯科保健事業を推進します。	健康推進課
予防接種の促進	麻しん・風しん混合、BCGや高齢者インフルエンザワクチンなど各種予防接種を実施するとともに、接種率の向上に努め、疾病の予防を図ります。	健康推進課
自主的な健康づくりの支援	運動指導の専門家による講演や運動教室、本市の豊かな海辺空間や里山等を活用した体験活動、ウォーキングなどを行い、市民の日頃からの健康づくりを支援します。	健康推進課

●保健・医療等に関する情報ネットワークの構築

事業等名	概要	担当課等
総合相談窓口の設置	誰にもわかりやすい保健、医療、福祉、介護の連携によるワンストップの総合相談窓口を拡充するなど、誰もが生活しやすい地域づくりを推進します。	健康推進課 福祉課

●地域における健康づくり組織の育成・支援

事業等名	概要	担当課等
食育・栄養改善事業の推進	食生活改善推進員の養成を図り、食育・栄養改善事業を推進します。	健康推進課
健康づくり活動の促進	地域の健康づくりコーディネーター役として、食生活改善推進員をはじめ、健康推進員、介護予防サポーターなど、地域の健康・体力増進活動を支援する地域住民リーダーの育成・支援などにより、健康づくりに関する団体やボランティアの育成を図ります。また、これら団体等による普及啓発活動等を支援します。	健康推進課

●地域医療環境の充実

事業等名	概要	担当課等
看護師等の確保	将来、安房郡市内で就職を希望する看護学生への修学資金の貸し付けを行い、地域における看護師等の確保を図ります。	健康推進課
救急・休日・夜間医療の充実	安房郡市広域市町村圏事務組合により、広域的な救急・休日・夜間医療体制の充実に努めます。	健康推進課

●市立国保病院の充実

事業等名	概要	担当課等
市立国保病院の充実	救急医療や、訪問診療、訪問看護等の在宅医療のほか、市民の健康維持・増進のため、保健予防活動に積極的に取り組むとともに、医療機器の更新や患者アメニティ向上のための施設・設備の改修を行います。	国保病院



第2節 地域福祉の充実

1 現況と課題

急激な社会構造の変化は、少子高齢化の進展と相まって、家族、地域が担ってきた互助機能を急速に弱体化させ、自殺、ホームレス、ひきこもり、孤独死、虐待等の新たな社会問題が発生するとともに、公的な福祉サービスのみでは、対応しきれない様々な問題が顕在化しています。

今後、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けるには、地域における生活課題を発見・共有し、自助・共助・公助の3つが適切に機能し、地域全体で助け合い、支えあって、みんなが共存できる福祉のまちづくりを進める必要があります。

2 基本方針

社会福祉法に基づき、地域での生活を総合的に支援する「地域福祉の推進」を図るため、社会福祉事業の計画的推進や住民の自主的な活動と公的サービスの連携等を目的とした地域福祉計画のもと、市民が主体となって行う地域の生活課題解決のための活動を促進し、ふれあい、ささえあいのネットワークの形成に努めます。そのために、中核的役割を担う社会福祉協議会や民生・児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティア団体等の福祉活動を積極的に育成・支援するとともに、福祉教育や啓発活動を通じた住民参画型の地域福祉推進体制の確立に努めます。

3 施策・事業

●ふれあい、ささえあいのネットワークの形成

事業等名	概要	担当課等
福祉サービス利用の促進	市民一人ひとりの人権が尊重される地域づくりを目指して、地域や学校等での福祉教育を推進するとともに、判断能力が落ちている人も適切に福祉サービスが利用できるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知と利用促進を図ります。	福祉課等
福祉団体等の育成・支援	ふれあい、ささえあいの機会の拡充と地域福祉の推進体制の確立を図るため、社会福祉協議会の活動を支援し、交流の場の確保、ボランティアの養成、福祉団体・人材の育成を促進します。	福祉課

事業等名	概要	担当課等
見守りネットワークの構築	いつまでも安心して暮らせる地域づくりを目指し、災害時要援護者支援や、虐待防止などに関する見守りネットワークの構築を進めます。	福祉課
総合相談窓口の設置（再掲）	誰にもわかりやすい保健、医療、福祉、介護の連携によるワンストップの総合相談窓口を拡充するなど、誰もが生活しやすい地域づくりを推進します。	健康推進課 福祉課
健康福祉の活動拠点づくり	身近な範囲で活動しやすい環境整備を進めるため、地域の状況に応じた健康福祉の活動拠点づくりを進めます。	福祉課



第3節 子育て支援の充実

1 現況と課題

本市の平成20年の合計特殊出生率は1.53で全国平均の1.37を上回っているものの、出生数は年間300人弱で推移しており、このままの傾向で推移すると一層の少子高齢化が進むと推計されます。本市では、次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画を平成22年3月に策定し、次世代育成支援対策の総合的な展開を図っていますが、今後も、社会全体で子育てを支援し、子供を安心して生み育てられる環境づくりを進めるとともに、理想とする人数の子どもを持つことができるよう、子育て家庭の経済的負担を軽減していく必要があります。

保育園については、延長保育を実施している保育園の入所者数に対し、これらを実施していない保育園と幼稚園の入所者等は定員割れとなっており、市内12施設のうち大山保育園と主基保育園を廃止して吉尾保育園に統合し、平成23年度から長狭保育園として吉尾小学校跡地に移転することとしています。今後も幼児の減少や保護者の就労形態の多様化等による保育ニーズにきめ細かく対応するため、幼保一元化を進めるとともに、延長保育、預かり保育など保育サービスの充実を図る必要があります。

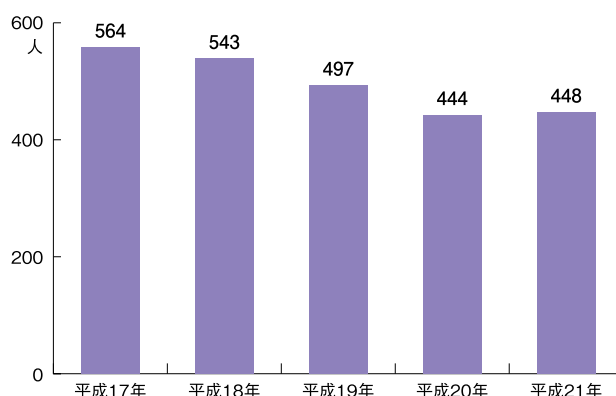
子育て総合支援センターについては、子育てに関する市民互助活動を支援する「ファミリーサポートセンター」を設置するなど、子育てに関する相談や情報提供の充実と交流の促進に努めており、今後もこうした取り組みを一層推進していくことが求められます。

学童保育については、近年、順次設置が進んでいますが、保護者の就労形態の多様化等によりニーズが拡大していることから、その円滑な運営と未実施の小中学校区での設置を促進していくことが求められます。

深刻な社会問題となっている児童虐待への対策については、家庭相談員による相談・指導を行うとともに、平成19年3月に要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携を図りながら、その予防や相談・対応に努めています。

ひとり親家庭については、母子自立支援員を配置し、ひとり親家庭に対する相談業務に当たっていますが、経済的安定と自立した生活の確立のための一層の支援が必要です。

市内の保育園の入所児童数の推移



2 基本方針

次世代育成支援地域行動計画に基づき、関係機関・団体が一体となって、家庭や地域の子育て機能を支える環境づくりを総合的に進めます。

このため、保育サービスの充実や幼保一元化の推進などによる保育環境の整備、子育て家庭への経済的支援など、多面的な取り組みを推進します。

また、市民の出産を奨励することなどにより、子育て家庭への経済的な支援等を推進します。

3 施策・事業



●保育サービスの充実と保育園施設の整備充実

事業等名	概要	担当課等
保育サービスの充実	延長保育、一時保育、病児・病後児保育など、保育サービスの充実に努めます。	福祉課
保育園施設の整備	天津地区での幼稚園教育との連携に留意しながら、老朽化の進む天津保育園を改築します。	福祉課
子育て総合支援センターの充実	ファミリーサポートセンター事業などを推進し、子育てに関する相談や情報提供の充実と交流の促進に努めます。	福祉課

●学童保育の充実促進

事業等名	概要	担当課等
学童保育の充実促進	放課後児童の保育を行う団体への支援の充実を図ります。また、未設置小学校区での設置を促進します。	福祉課等

●相談支援体制の充実

事業等名	概要	担当課等
家庭児童相談の実施	悩み、問題等がある児童を有する家庭を対象に、家庭相談員による相談指導を行います。	福祉課
児童虐待防止ネットワークの形成	要保護児童対策地域協議会の運営などにより、福祉関係者のみならず、地域の協力のもと、予防と早期発見・早期対応に努めます。	福祉課

●子育て家庭の経済的な支援の推進

事業等名	概要	担当課等
子ども医療費の助成	保護者の負担を軽減するため、子どもの医療に要する費用の助成の拡充を図ります。	福祉課
出産祝金の支給	第3子以降の出生に祝金を支給します。	市民生活課

●ひとり親家庭等への経済的な支援の推進

事業等名	概要	担当課等
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等への児童扶養手当の円滑な支給に努めます。	福祉課
ひとり親家庭等の医療費の助成	ひとり親家庭等に医療費の一部を助成します。	福祉課



第4節 高齢者施策の充実

1 現況と課題

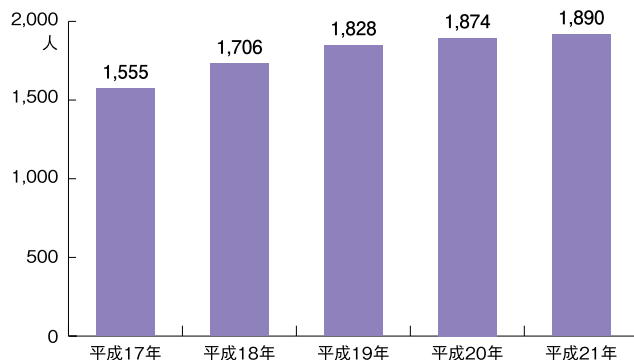
高齢化の進展が著しい本市では、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増え始め、孤独死や虐待などに対応した高齢者支援策が課題となっています。

また、高齢者の健康と生きがいづくり推進の観点から、老人クラブ活動、シルバー人材センター事業への支援を行っていますが、老人クラブの会員数は減少傾向にあります。

介護保険については、要介護認定者数、保険給付費とともに年々増加し、介護保険制度創設当初の2倍以上に伸びています。

このため、高齢者の健康と生きがいづくり、地域における高齢者の生活支援・介護予防対策を進めるとともに、必要な介護サービスの確保と介護保険財政の安定的な運営が求められます。

要介護認定者数の推移



2 基本方針

高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、計画的に、高齢者福祉の充実を図るとともに、介護保険の給付の適正化、安定的な介護サービスの提供を図ります。

また、地域包括支援センターを中核機関として、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケア体制を構築するとともに、医療機関や介護サービス事業者等と連携し、円滑な介護サービス事業運営に努めます。

さらに、高齢者の社会参加と介護予防等に資する活動支援、多年にわたり地域に貢献した高齢者を敬愛する敬老事業を実施します。

3 施策・事業

●高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定

事業等名	概要	担当課等
高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定	介護保険法・老人福祉法に基づき、本市の高齢者施策を総合的に定める高齢者福祉計画と介護保険事業計画を3年ごと（平成23、26年度）に策定します。	健康推進課

●介護保険事業の円滑な運営・推進

事業等名	概要	担当課等
介護保険の運営	高齢化の進展にともなう要介護認定者増に対応した介護保険給付の適正化により介護保険の円滑な運営に努めます。	健康推進課
地域支援事業（介護予防事業）の推進	一般高齢者や、要介護状態になるおそれのある「二次予防事業の対象者」を対象に、転倒予防、栄養改善など各種介護予防の講座等を実施するとともに、地域介護ボランティアや健康づくり団体の育成を図ります。	健康推進課
地域包括ケア体制の充実	地域包括ケアの拠点となる「地域包括支援センター」の拡充を図るとともに、認知症高齢者への支援の充実などに努めます。	健康推進課

●高齢者保健・福祉・介護関連施設の充実

事業等名	概要	担当課等
高齢者保健・福祉・介護関連施設整備の促進	地域に密着する介護保険施設や介護予防拠点施設等の施設整備を促進します。	健康推進課等

●ひとり暮らし高齢者の支援

事業等名	概要	担当課等
緊急通報システムの整備等	ひとり暮らしの高齢者世帯等に緊急通報システムを整備するとともに、訪問協力員による安否確認を行います。	健康推進課

●高齢者の生きがいづくり活動の促進

事業等名	概要	担当課等
老人クラブ活動の促進	老人クラブが高齢者の社会参加や健康づくり等のために行う活動を支援します。	健康推進課
シルバー人材センターの活用	シルバー人材センターと連携しながら高齢者の就労機会を確保し、高齢者自身の介護予防や生きがいづくりを支援します。	健康推進課

●敬老事業の推進

事業等名	概要	担当課等
敬老事業の推進	一定年齢に達したお年寄りに祝品等を贈呈します。	健康推進課



第5節 障害者施策の充実

1 現況と課題

本市では、平成19年3月に策定した障害者基本計画・障害福祉計画に基づき、福祉サービスの提供をはじめ、保健・医療サービスの提供、相談・情報提供体制の整備、社会参加の促進、街のバリアフリー化など、障害者への支援を総合的に推進しています。しかし、障害者は、年齢や障害の重さ、障害の部位、生活状況などが様々であり、一人ひとりが日々の生活の場面で多種多様な支援ニーズを持っていること、また、本市の障害者数は増加傾向にあることから、こうしたニーズに対応していくため、今後も施策の充実が求められます。

福祉サービスについては、平成18年4月に施行された障害者自立支援法により、障害種別（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらないサービスの利用、就労支援の強化など、抜本的強化が図られましたが、制度開始当初、応能負担から応益負担への移行が社会問題化し、平成25年8月までに新法に移行することとなっています。この法改正に対応し、ニーズに応じてきめ細かく福祉サービスを提供していくことが求められます。

2 基本方針

障害者基本計画・障害福祉計画で目指している将来像「手をとりあって ともに暮らす いきいきかもがわ」の実現のため、啓発・交流活動等を通じて障害者に対する理解と共感を深めていくとともに、総合的な相談・情報提供体制の整備や、障害者支援に係る国の動向に応じ、障害者自立支援法を中心とした福祉サービス、保健・医療サービスの充実を進めます。また、雇用機会の拡大や社会参加の促進、バリアフリー化など、あらゆる分野で障害者に配慮した施策の推進に努めます。

3 施策・事業

●障害者基本計画・障害福祉計画の策定

事業等名	概要	担当課等
障害者基本計画・障害福祉計画の策定	新法制度に基づく本市の障害者支援の施策・事業を体系化し、サービスの必要量を見通した障害者基本計画・障害福祉計画を策定します。	福祉課

●総合相談・情報提供体制の整備

事業等名	概要	担当課等
総合相談・指導体制の整備	福祉サービスの利用や療育支援、就労支援など、総合的な相談支援事業を推進します。	福祉課

●障害者を対象とした保健・医療・福祉サービスの充実

事業等名	概要	担当課等
福祉サービスの推進	特別障害者手当の支給など、障害者自立支援法による福祉サービスの円滑な支給に努めます。また、国の施策動向に応じた適切なサービスの実施に努めます。	福祉課
経済的支援の推進	障害者を経済的に支援するため、障害者（児）の医療費を助成します。	福祉課

●障害者の社会参加の促進

事業等名	概要	担当課等
福祉的就労の促進	福祉作業所を運営し、障害者の一般就労に向けた訓練や生活支援等を行います。	福祉課
地域での住まいの確保の促進	障害者が地域で社会参加しながら自立して生活していけるよう、グループホーム・ケアホームや知的障害者生活ホームの運営を支援します。	福祉課
移動・コミュニケーション等の支援	福祉タクシー利用の助成、手話奉仕員の養成などにより、障害者の移動やコミュニケーションを支援します。 また、障害者福祉関連団体による障害者支援活動を支援します。	福祉課

●バリアフリーのまちづくりの推進

事業等名	概要	担当課等
バリアフリーのまちづくりの推進	障害者の自立と社会参加を促進するため、公共施設等のバリアフリー化を推進します。	福祉課等



第6節 社会保障の充実

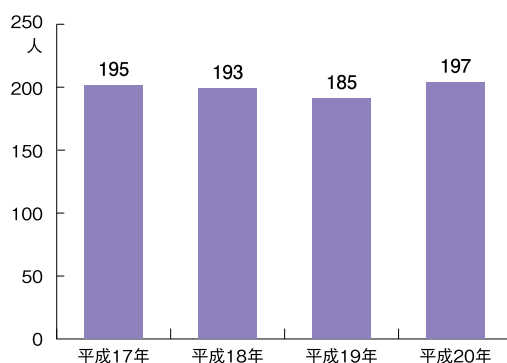
1 現況と課題

〔低所得者福祉〕

本市における生活保護の状況は、長期の経済不況による失業者の増加や収入の低下、少子高齢化の進展などにより、被保護世帯は増加傾向にあります。被保護世帯では、高齢者や疾病等などのハンディキャップを持った世帯が多く、これらの世帯が抱える問題も多様化しているため、援助面での対応が難しくなっています。

今後とも、保護を必要とする世帯の生活の向上のため、被保護世帯の生活実態に即応した公平公正な生活保護行政を推進するとともに、福祉、保健、医療をはじめとする様々な分野の関係機関と連携を図るなかで、自立に向けた支援に努めることが必要です。

生活保護受給者数の推移



〔医療保険〕

国民健康保険については、医療制度改革関連法が施行され、特定健康診査・特定保健指導及び後期高齢者医療制度が始動しました。本市の国民健康保険については、被保険者数はほぼ横ばいで推移しています。医療給付費については、医療技術の高度化、疾病構造の多様化等により、年々増え続ける一方、国民健康保険税の収納率は減少傾向にあることから、国民健康保険の財政運営は厳しい状況が続いています。

国においては、高齢者のための新たな医療制度の創設に向け、検討が進められていますが、これに伴い多くの被保険者が国民健康保険へ移行することも予想されることから、今後の医療費の動向を見極めながら、より適正かつ安定的な国保事業の運営に努めていくことが必要です。

国民年金については、市町村の事務は国民年金保険料免除申請などの窓口業務に限られますが、昨今の年金問題から制度について信頼が揺らいでいるなか、国における年金制度の動向を踏まえ、今後も、国民年金制度に対する理解の促進、市民の年金受給権確保に努めることが必要です。

2 基本方針

関係機関や民生・児童委員との連携のもと、相談・指導体制の充実を図るとともに、生活保護制度の適正な運用に努めます。

また、市民の健康の保持、福祉の増進を図るため、医療給付事業の適切な運用に努めます。

さらに、厳しい財政状況にある国民健康保険事業の健全な運営を図るため、被保険者の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進に努めるとともに新たな医療制度への円滑な対応に努めます。

国民年金については、制度に関する市民の理解と認識を深めるとともに、受給権の確保に資するため、積極的な周知を図ります。

3 施策・事業

●低所得者に対する各種援護制度の周知及び適正運用

事業等名	概要	担当課等
生活相談、指導相談の充実	民生・児童委員や関係機関と連携し、各種情報提供と生活相談、指導相談を行います。	福祉課
生活保護制度の適正運用	生活扶助や医療扶助等の支給など、生活保護制度の適正な運用を図ります。	福祉課

●各種医療給付事業の周知及び適正運用

事業等名	概要	担当課等
ジェネリック（後発）医薬品の啓発	ジェネリック医薬品希望カード配布により、安価な薬の普及を促進し、受診者の負担軽減を図ります。	市民生活課



●医療費の適正化と健康増進施策の充実

事業等名	概要	担当課等
医療費適正化対策の推進	国民健康保険医療費の適正化のため、専門の民間業者によるレセプト点検を行います。	市民生活課
人間ドックの利用助成	国民健康保険被保険者、後期高齢者医療被保険者の短期人間ドック利用費用の一部を助成します。	市民生活課

●年金制度等の周知

事業等名	概要	担当課等
年金制度等の周知	年金制度の趣旨と受給権確保に資する周知を図ります。	市民生活課



第6章

みんなで創る協働・自立の都市

第1節 新時代のコミュニティ形成

1 現況と課題

地域コミュニティ（近隣共同社会）は、従来から地縁関係を基盤とした自治組織（区、組等）で形成されていますが、近年の高齢化、少子化、経済の低迷等により、地域コミュニティの維持が懸念される状況にあります。

一方、近年、福祉や環境等の特定の課題をテーマに活動するボランティアやNPO等が増えてきており、地域コミュニティを補完する役割が期待されています。

従来からの地縁関係を基盤とした自治組織も、特定の課題をテーマに活動する団体も、ともに本市のコミュニティの維持・強化に不可欠であり、自発的な活動が継続的に行われるよう、支援を強化していくことが求められます。

2 基本方針

市民が様々な活動を自主的に展開し、人がいきいきと輝く地域づくりを進めるため、意欲的なコミュニティづくり活動への支援を強化します。また、地域自治組織の再構築とともに、身近な活動拠点となる集会施設の整備充実、自主管理・運営の促進を図ります。



3 施策・事業

●意欲的な活動への支援の充実

事業等名	概要	担当課等
市民提案によるまちづくりの支援	市民活動団体が主体となって企画・実施する提案事業に対し、「みんなで育て鯛！まちづくり支援事業」により意欲的な活動を支援します。	市民交流課

●コミュニティ施設の充実

事業等名	概要	担当課等
コミュニティ施設整備の支援	地区集会施設の新築、全部改築及び補修等への助成を行います。	市民交流課

●地域自治組織の再構築

事業等名	概要	担当課等
地域自治組織の再構築	地域自治組織への加入に向けた啓発を行うとともに、隣組等がない地域では、回覧板が回るような組織づくりから働きかけを行います。	市民交流課 福祉課



第2節 住民と行政との協働のまちづくりの推進

1 現況と課題

市民と行政との協働のまちづくりを進めていくためには、市政情報がわかりやすく市民に周知されるときともに、市民の意見が市政に的確に反映されることが不可欠です。

このため、本市では、市民にとって、より見やすく、利用しやすい広報誌づくりや市ホームページによる迅速な情報提供、インターネット議会中継など、広報の充実を図るとともに、「市民相談室」、「市長への手紙」や、各種懇談会・施設見学会、市ホームページ、パブリックコメント手続などを通じて市民の声の把握に努めてきました。また、審議会等の会議を公開するとともに公募等による市民参画を推進しています。

今後も、これらの広報・広聴の取り組みや、市の施策・事業の企画・推進に関する市民参画の取り組みを一層促進し、市民と行政との協働体制を強化していくことが重要です。

2 基本方針

市民の参画と協働によるまちづくりを一層推進するため、市民と行政とのパートナーシップの強化を図ります。

このため、広報誌の発行、ホームページの開設、パブリックコメントの実施などを通じて、広報・広聴機能の一層の充実と市民参画の機会の拡充に努めます。



3 施策・事業

●広報・広聴活動の推進

事業等名	概要	担当課等
広報誌等の充実	住民活動、地域の話題等の記事の増強などにより、「広報かもがわ」の充実を図ります。 また、市勢要覧や映像の制作を図り、市のPRを推進します。	秘書広報課
ホームページの充実	最新情報や旬の話題の速やかな掲載、KCM S問い合わせシステム等による広聴活動の展開など、ホームページの充実を図ります。	秘書広報課
市民相談室の設置	市民相談室において、市民からの意見や要望に対応しながら、それらを市政に反映していきます。また、夜間の時間延長相談等の実施を図ります。	秘書広報課
パブリックコメント制度の活用促進	パブリックコメント制度により、各種政策決定、計画策定の過程で市民から広く意見等を募り、市政に反映させていきます。	総務課

●情報公開・個人情報保護の推進

事業等名	概要	担当課等
情報公開・個人情報保護の推進	情報公開条例と個人情報保護条例を適正に運用します。	総務課

●行政協力体制の整備

事業等名	概要	担当課等
市政協力員の設置	市政情報を市民一人ひとりにきめ細やかに伝達するため、区、町内会、隣組等の区域ごとに市政協力員を委嘱します。	市民交流課

●市民活動の支援

事業等名	概要	担当課等
市民活動の支援	ボランティアやNPOなどの市民活動に参加したい市民に対し、情報提供や相談、交流の場を提供するとともに、各種団体の活動を支援し、市民活動の活性化を図ります。	市民交流課



第3節 男女共同参画社会の形成

1 現況と課題

男女共同参画社会基本法や男女雇用機会均等法などの法律や制度面では男女平等の条件が整いつつあります。本市においても、平成21年度に、「男女が互いに思いやり、いきいきと活躍できる社会の実現」を基本理念とする「鴨川市男女共同参画計画」（計画期間 平成22年度～27年度）を策定し、啓発等の施策・事業を推進しています。

しかし、いまだ広く社会全般に性別役割分担の意識や社会慣行が根強く残っており、それが女性の多様な生き方を阻害しています。

男女がお互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合う男女共同参画社会の形成を目指し、さらなる取り組みを推進していく必要があります。

また、DV（ドメスティックバイオレンス＝配偶者等からの様々な暴力）の被害が近年社会問題となっており、DV相談などにより被害の早期把握に努めるとともに、被害者の安全の確保と経済的な安定を図ることが必要です。

2 基本方針

鴨川市男女共同参画計画に即し、全ての人々が共に支え合い、認め合い、市民一人ひとりがこれまで以上にいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進します。



3 施策・事業等

●男女共同参画施策の総合的な推進

事業等名	概要	担当課等
男女共同参画施策の総合的な推進	男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。	企画政策課

●男女共同参画に関わる市民啓発の推進

事業等名	概要	担当課等
男女参画に関わる市民啓発の推進	男女共同参画に関する講演会等の開催などを通じて、市民意識の啓発を図ります。	企画政策課

●DV被害者の相談・支援の推進

事業等名	概要	担当課等
DV被害者の相談・支援の推進	関係機関との連携のもと、DVに関する相談と被害者の支援を推進します。	福祉課



第4節 効率的な自治体経営の推進

1 現況と課題

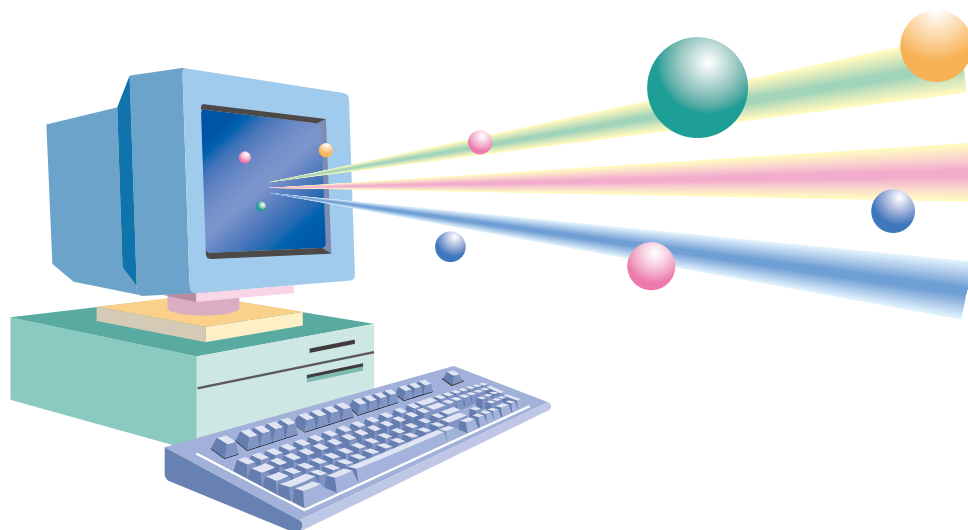
本市では、平成18年3月に策定した行政改革大綱に基づき、施設の民営化や指定管理者制度の導入による民間活力の活用、庁内組織改編や施設の統廃合による行政組織の見直しなどを推進するとともに、安定した財政基盤確立のために、新たな広告収入の確保や受益者負担の適正化、職員の削減、補助金の見直し等による歳出の削減、公営企業の経営健全化などに取り組んできました。

今後も、職員の適正配置と適切な定員管理、職員の資質向上に加え、弾力的な人事・組織の運営と成果を重視した経営管理を進め、高度化・複雑化する行政課題に的確に対応できる職員を育成することが必要です。

また、行政事務においては、基幹系システム、情報系システムを併用し効率的な事務処理を行っていますが、技術進歩によるシステムの多様化に対しては、サービス水準と費用対効果の観点から最適なシステムを選択し、効率化を図ることが求められています。

さらに、国の地域主権改革により、国からの権限移譲が大幅に進み、自己決定と自己責任の原則がこれまで以上に行財政運営に大きく影響するものと想定されます。自主財源の確保のための施策を一層強化するとともに、合併後10年が到来し、普通交付税の合併算定替えや合併特例債発行などの財政的支援措置が終了することや、社会保障費などの義務的経費が増加していく見込みであることを踏まえ、安定した財政基盤の構築に努めることが重要です。

広域行政については、安房郡市広域市町村圏事務組合、南房総広域水道企業団等を組織し、常備消防、火葬場、ごみ処理などの共同運営や広域水道事業を推進してきた一方で、南房総市と共同してごみ処理を実施してきた鴨川市南房総市環境衛生組合を解散し、また、県内市町村と後期高齢者医療広域連合を新たに組織しました。今後も、サービス水準と費用対効果を検証しながら、広域行政を推進していくことが必要です。



2 基本方針

限られた人的、財政的資源を効果的に活用するため、民間的視点による経営改革に関する指針を定め、経営体制の整備、事務事業の評価及び見直し、人材管理育成などについて計画的な取り組みを推進します。

また、中・長期的な財政見通しのもと、補助金の見直しや内部経費の削減など、あらゆる分野における経費の節減合理化や、未利用財産の処分、広告収入等、新たな自主財源の確保・拡充に努めるとともに、地方公共団体の公会計整備による財務諸表の作成等を通じた財政分析を取り入れながら、計画的、効率的な行財政運営を推進していきます。

さらに、サービス水準と費用対効果の検証を行いながら、引き続き広域行政を推進していきます。

3 施策等

●経営改革指針等に基づく改革の推進（総務課）

民間的視点、発想から行政運営を見直し、効率的な経営を確保するための指針を定め、これに基づく取り組みを計画的に推進していきます。

●行政組織・機構改革の推進（総務課）

職員構造の高年齢化や、多様化する市民ニーズに対して柔軟かつ横断的な対応を推進するため、フラットでフレックスな行政組織の構築を図るべく、その見直しを行います。

市内に設置されている公共施設については、合併後のそれぞれの施設の利用状況をもとにその役割を再検証するとともに、可能なものについては統廃合や他の施設への転換等を検討し、それを実施します。

●人材育成の推進（総務課）

高度化・複雑化する行政課題や要望に的確に対応できる職員を育成するため、職員の意識改革や能力開発に努め、高度な専門知識と政策形成能力を兼ね備えた人材を育成します。

●事務事業の見直し、行政評価の実施（総務課）

市が行っている事務事業についてその必要性の検証を行い、公益性、事務の効率性などを総合的な視点から判断し、実施主体、事業規模や実施手法について、必要な見直しを行います。

また、市が行うべき事務事業についてはその必要性を明らかにするとともに、実施した成果を評価し、再検証するシステムを整備します。

●情報システムの最適化の推進（総務課・財政課）

システムを所有するという従来の考え方から、サービスを利用するという考え方や、総務省において取り組んでいる自治体クラウドの動向を踏まえ、情報システムの最適化を推進することにより、行政コストの圧縮、行政サービスの向上を図ります。

また、オンライン申請により入札に参加できるよう電子調達システムを導入し、入札関連業務の効率化と入札の透明性の向上を図ります。

●計画的・効率的な財政運営の推進（財政課）

計画的な財政運営と経費の節減合理化や自主財源の確保による安定した財政基盤の構築に努めるとともに、限られた財源を効果的・効率的に配分するための新たな予算編成方法などを検討します。

●財務諸表の作成と財政分析、資産・債務改革の検討（財政課）

地方公共団体への公会計導入に伴う財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）の作成・活用等を通じて資産・債務に関する情報開示と適正な管理を一層進めるとともに、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性について検討します。

●広域行政の推進（企画政策課等）

広域行政の枠組みや業務等の見直しを図りながら、安房郡市広域市町村圏事務組合などを構成し、広域行政を推進します。

参考資料



1 鴨川市総合計画審議会設置条例

○鴨川市総合計画審議会設置条例

平成 17 年 6 月 30 日
条例第 161 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、鴨川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問を受け、本市の総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 市議会の議員

3 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から諮問に係る調査及び審議が終了するまでの間とする。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 鴨川市総合計画審議会委員名簿

条 例 区 分	氏 名
1 号委員 (識見者)	山 村 順 次
	川 名 康 一
	小 枝 と し 子
	木 下 憲 子
	郡 司 武 康
	坂 本 年 吉
	久 根 崎 達 郎
	齋 藤 守 彦
	松 本 光 正
	村 上 修 平
	川 崎 浩 之
	樋 口 洋 子
	石 井 正 孝
	秋 元 紀 美 子
	宮 内 克 之
2 号委員 (市議会議員)	尾 形 喜 啓
	渡 辺 訓 秀
	辰 野 利 文

3 鴨川市総合計画審議会諮問

鴨企政第76号
平成22年12月17日

鴨川市総合計画審議会
会長 川崎 浩之 様

鴨川市長 片桐 有而

鴨川市第2次5か年計画について（諮問）

鴨川市総合計画審議会設置条例（平成17年6月30日条例第161号）第2条の規定により、鴨川市第2次5か年計画について諮問します。

4 鴨川市総合計画審議会答申

平成 23 年 3 月 17 日

鴨川市長 片桐 有而 様

鴨川市総合計画審議会
会 長 川崎 浩之

鴨川市第 2 次 5 か年計画について（答申）

平成 22 年 12 月 17 日付け鴨企政第 76 号で諮問のありました鴨川市第 2 次 5 か年計画については、本審議会において、第 1 次鴨川市基本構想の後半 5 年間を担う計画であることを踏まえて慎重なる審議を行った結果、別添計画（案）は、本市を取り巻く環境の変化や諸課題に対応するための計画として妥当なものと認めます。

ただし、審議の過程において出された主な意見は下記のとおりですので、今後の事業推進に当たっては、その趣旨に留意されるよう要請します。

記

- 1 市民と行政との協働によるまちづくりに資するため、計画事業の推進に当たっては、より一層の市民参画の創出と拡充に努めていただきたい。
- 2 計画に盛り込まれた各種施策の実施に当たっては、成果目標に基づく予算配分とともに、マネジメントサイクルの趣旨に沿った事業執行の一層の推進に努めていただきたい。
- 3 第一次産業を中心にその衰退が懸念される本市の地場産業への積極的な支援とともに、新たな産業分野の育成による地域経済の活性化と雇用の創出に努めていただきたい。
- 4 少子化に伴う児童生徒の減少や、保護者の就労形態の多様化が進む中で、これまで取り組んできた鴨川方式の幼保一元化及び学校規模の適正化について、さらに具体的な施策を進めていただきたい。
- 5 もとより本市の有する地域力の再生を図るため、その基盤となる市民の暮らし満足度の向上に資する施策を積極的に推進するとともに、特に本市の防災体制については、今般の東北地方太平洋沖大地震を教訓とした早急かつ適切な検証に努めていただきたい。

5 第1次鴨川市基本構想

第1章 序 論

1 趣 旨

この基本構想は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定に基づき、鴨川市が目指す将来像を明らかにし、その実現のために必要な施策の大綱を総合的かつ体系的に定めるものです。

2 名 称

この基本構想の名称は、「第1次鴨川市基本構想」とします。

3 目標年次

この基本構想の目標年次は、平成27年度とします。

第2章

まちづくりの基本方針

1 主要指標の見通し

この基本構想や長期計画に基づく施策効果により人口の維持に努め、目標年次の平成 27 年における目標人口を、次のとおり設定します。

また、年齢階層別人口等についても、目標数値として次のとおり設定します。

〔目標人口等〕

人 口	37,000 人	
世帯数	16,200 世帯（一世帯当たり人数 2.28 人）	
年齢階層別人口		
年少人口（14 歳以下）	5,000 人	（13.5%）
生産年齢人口（15 ～ 64 歳）	20,000 人	（54.1%）
老年人口（65 歳以上）	12,000 人	（32.4%）

〔就業人口〕

就業人口総数	21,500 人	
産業分類別就業人口		
第 1 次産業	1,900 人	（ 8.8%）
第 2 次産業	3,700 人	（17.2%）
第 3 次産業	15,900 人	（74.0%）
就業率		58.1%

2 まちづくりの基本理念

鴨川市において推進するすべての分野におけるまちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

この基本理念は、各分野の施策を貫く軸となる共通の理念とするものです。

【基本理念1】

「交流」のまちづくり

多くの人々が集う、交流に支えられた活力あるまちづくりを進めます。

【基本理念2】

「元気」のまちづくり

住む人も訪れる人も、誰もが健康を増進し、そして元気になる、住んでみたい、ずっと住み続けたいまちづくりを進めます。

【基本理念3】

「環境」のまちづくり

豊かな自然環境の保全と共生による持続的に発展可能なまちづくりを進めます。

【基本理念4】

「協働」のまちづくり

住民と行政による協働のまちづくりを進めるとともに、これを原動力とする自主・自立のまちづくりを進めます。

3 将来像

将来像は、鴨川市が目指す姿を示すものであり、鴨川市のまちづくりの象徴となるものです。

鴨川市ならではの地域特性・地域資源を活かし、すべての分野にわたって交流にあふれ、人が元気になるまちづくり、環境と共生するまちづくりを市民との協働のもとに進め、市民一人ひとりが郷土を心から愛し、健やかで生きがいに満ちた暮らしを実感できるまちを実現するため、また、将来的に南房総の中核都市へと飛躍を遂げていくという思いを込めて、将来像を以下のとおり定めます。

自然と歴史を活かした観光・交流都市

—みんなで創る光り輝くふるさとをめざして—

4 まちづくりの基本方針

将来像の実現に向けて、まちづくりの基本方針（6つの施策の柱）を次のとおり設定します。

まちづくりの基本方針（6つの施策の柱）

【基本方針1】 新時代における交流拠点の都市

【基本方針2】 環境と共生する快適で安全な都市

【基本方針3】 活力に満ちた産業の都市

【基本方針4】 創造性あふれる教育文化の都市

【基本方針5】 うるおいのある健康福祉の都市

【基本方針6】 みんなで創る協働・自立の都市

第3章 土地利用構想

1 土地利用の基本方針

豊かな自然と市民生活、そして産業・経済活動とが調和した良好な地域環境の形成を図り、将来像を実現するため、土地利用の基本方針を以下のとおり定めます。

- 優れた自然環境・景観の保全と活用
- 貴重な歴史文化環境・景観の保全と活用
- 農業のまちとしての優良農地の保全と活用
- 水産業のまちとしての漁業基盤の整備
- 交流人口の増加に向けた観光・交流基盤の充実
- 魅力ある市街地と商業環境の創造
- 定住促進に向けた良好な住宅地の形成
- 全市的、広域的にネットワークされた道路・交通体系の確立

2 主要区域別の土地利用の方向

鴨川市をおおまかに次の区域に区分し、今後の土地利用の方向を次のとおりとします。

【農業区域】

生鮮農産物供給基地として大きな役割を果たす農業区域については、ほ場整備等の一層の推進とともに、農地の回転活用などの高度利用を促進し、生産性の高い農地として長期的に活用していくとともに、都市と農村との交流空間としての利用に努めます。

【森林区域】

本市の大きな割合を占める森林区域については、国土の保全や水源のかん養など森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、森林の保全・育成や治山対策を促進するとともに、森林空間の多目的利用に努めます。同時に、嶺岡山系自然公園及び養老溪谷奥清澄自然公園の県立自然公園区域については、優れた景勝地として一層の活用に努めます。

【沿岸区域】

国道128号やJRが走る本市の太平洋岸は、小湊地区から江見地区まで、市街地や住宅地域が断続的に連なっています。また、この地域には観光・集客施設や歴史的文化財、さらには良港も多く存在しており、本市のまちづくりに重要な位置にあることから、漁業基盤の整備とともにリゾート・レクリエーション空間としての活用を図ります。

特に、このうち中心市街地となるエリアは、県や市の行政機能が集積しているほか広域的な商業機能も有していることから、多様な拠点機能の誘導、集積を図り、南房総における広域交流拠点としての魅力ある市街地環境の創造に努めます。

第4章

施策の大綱

1 新時代における交流拠点の都市

千葉県全体、首都圏全体の長期的かつ広域的視点から、市の土地利用関連計画の策定のもと、地域の均衡ある発展と南房総における中核都市の形成に向けた計画的な土地利用を推進します。

また、これに基づき、人々が集う魅力ある市街地の創造や学園のまちづくり、定住基盤となる快適な住宅・宅地の整備を促進するとともに、地域高規格道路や国・県道の整備促進、ＪＲ外房線及び内房線の利便性向上促進、さらには情報ネットワークの整備等を進め、南房総の中央に位置し、交通の要衝にある地理的特性を活かし、南房総の広域交流拠点にふさわしい都市基盤づくりを推進します。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 計画的な土地利用の推進 | (4) 道路網の整備 |
| (2) 市街地の整備 | (5) 公共交通機関の充実 |
| (3) 住宅対策の充実 | (6) 情報ネットワークの整備 |

2 環境と共生する快適で安全な都市

本市のかけがえのない財産である素晴らしい自然環境、景観の適切な保全と活用を図り、将来にわたって発展可能な地域社会の形成、さらには人々の定住促進に向け、総合的な環境施策を市民・事業者と一体となって推進し、次世代に引き継ぐことのできる調和のとれた環境づくりを進めます。

また、本市ならではの自然や歴史文化資源を活かした特色あるいこいの場の創造、上水道の整備、廃棄物の減量化・３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）体制の充実、さらには災害や犯罪に強い安全なまちづくりを総合的に推進し、豊かな自然と共生し、美しさと快適性・安全性が実感できる、誰もが住みたくなる居住環境づくりを進めます。

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 環境施策の推進 | (5) 環境衛生対策の充実 |
| (2) 公園・緑地の整備 | (6) 消防・防災対策の充実 |
| (3) 上水道の整備 | (7) 交通安全・防犯対策の充実 |
| (4) 下水道の整備 | (8) 消費者対策の充実 |

3 活力に満ちた産業の都市

産業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、生産基盤の一層の充実や生産技術の高度化、担い手の育成及び確保、都市・消費者との交流など社会に即した施策を推進するなど、豊富な海洋資源と肥沃な土地に恵まれた地域特性を活かし、基幹的産業である第1次産業の育成、高度化を図ります。

また、市街地などの都市基盤整備と連動した商店街の活性化、起業環境の整備、優良企業の誘致等による商工業の振興を進めます。

さらに、本市のまちづくり全体の核となる観光・リゾートについては、全国レベルの集客力・知名度を持つ、優れた自然や歴史資源、観光関連施設はもとより、健康福祉や教育・文化、スポーツさらにはイベント、祭りなど、本市が持つすべての資源や特性を融合させた総合的な取り組みを産・学・民・官の連携などにより積極的に推進し、快適空間の創出や提供に努めながら、体験交流型、通年滞在型の観光・リゾート拠点の形成を図ります。

また、関係機関と連携した雇用対策の一体的推進による雇用の拡大及びU・J・Iターンの促進に努めます。

- | | |
|------------|----------------|
| (1) 農林業の振興 | (4) 観光・リゾートの振興 |
| (2) 水産業の振興 | (5) 雇用対策の推進 |
| (3) 商工業の振興 | |

4 創造性あふれる教育文化の都市

生きる力を育む学校教育の推進や地域の実情に応じた特色ある学校づくりをはじめ、大学等の教育研究施設の整備促進等によるアカデミックゾーンの形成並びに、次世代を担う心豊かで個性と創造性あふれる人材の育成と、生涯を通じて学び続け、その成果を活かすことができる生涯学習環境の充実や健康を増進し、いきいきとした生活ができるよう、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。

また、市民主体の特色ある芸術、文化などの交流活動を積極的に促進していくとともに、貴重な歴史文化資源の保存と活用、内外への発信を推進するほか、大学との交流を積極的に図るなど、数多くの歴史文化資源と大学関連施設等を擁する地域特性を活かし、文化の香り高いまちづくりに努めます。

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1) 学校教育の充実 | (4) 市民文化の振興 |
| (2) 生涯学習の充実 | (5) 市民スポーツの振興 |
| (3) 青少年の健全育成 | (6) 国際交流・地域間交流の推進 |

5 うるおいのある健康福祉の都市

乳幼児から高齢者まで、障害を持つ人も持たない人も、すべての市民が住み慣れた地域で助け合い、支え合いながら健康で元気に暮らせるよう、市民参画に基づく心温かい地域福祉の一層の充実を図ります。

また、若い世代が安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てていくことができる子育て支援の環境づくりから、高齢者や障害者の介護・自立支援の環境づくり、生きがい対策、シルバーパワーの活用まで、高い医療水準を誇り、保健及び福祉・介護環境が充実した地域特性を活かし、総合的な保健・医療・福祉施策を推進します。

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 保健・医療の充実 | (4) 高齢者施策の充実 |
| (2) 地域福祉の充実 | (5) 障害者施策の充実 |
| (3) 子育て支援の充実 | (6) 社会保障の充実 |

6 みんなで創る協働・自立の都市

個性豊かな魅力あるまちづくりが効果的に進められるよう、市民の人情味の豊かさや温かさ、郷土を愛する心や地域連帯感の強さを活かし、コミュニティ活動を一層促進していくとともに、情報公開機能の強化や各種計画の策定などへの市民参画の促進、多様な住民団体やボランティアの育成、支援など住民と行政とのパートナーシップの確立による、新たな時代における協働のまちづくりを進めます。

さらに、これらを支える自立した自治体経営の確立に向け、行政組織・機構及び事務事業の見直し、職員の意識改革や資質の向上、また、財政運営の一層の効率化を進めるなど、さらなる行財政改革を計画的、段階的に進めます。

- (1) 新時代のコミュニティ形成
- (2) 住民と行政との協働のまちづくりの推進
- (3) 男女共同参画社会の形成
- (4) 効率的な自治体経営の推進



鴨川市民憲章

太平洋と加茂川と嶺岡や清澄の山なみ。

この自然にはぐくまれた純ぼくな気風、先人の尊い遺産。
わたくしたちは、これを誇りとして、さらに活力ある豊かな
まち鴨川の発展をめざし、ここに市民憲章を定めます。

- 1 自然を大切にして、まちをきれいにしましょう
- 2 ふれあいといたわりの心をだいにしましょう
- 3 家庭を愛し、ひとのためにもつくしましょう
- 4 スポーツを楽しみ、健康な心と体をつくりましょう
- 5 教養をたかめ、視野を広げましょう

(平成22年1月1日制定)

鴨川市のシンボル

市の花“菜の花”



市の木“松”



市の魚“鯛”



鴨川市
イメージ
キャラクター

ななちゃん

たいよう君

まっつー

イメージキャラクターのプロフィール

この子たちは妖精でみんなのお友だち。

鴨川の海が大好きな“たいよう君”は海辺にいる“まっつー”と“ななちゃん”と大の仲良し。

鴨川の人々は鯛にも松にも菜の花にもとってもやさしいので“たいよう君”たちはこのまちが大好きです。

(平成22年1月1日指定)



鴨川市第2次5か年計画 (平成23年度～平成27年度)

発行: 鴨川市役所 総務部企画政策課
〒296-8601 千葉県鴨川市横渚1450
TEL 04-7093-7828 FAX 04-7093-7851
<http://www.city.kamogawa.lg.jp>
kikakuseisaku@city.kamogawa.lg.jp

